

「教海一瀾」における

仏骨奉迎の記事について

川口 高風

明治仏教界において空前絶後の盛況で、大ニュースでもあった仏骨奉迎は、明治三十三年五月に暹羅国へ奉迎使及び随行人を派遣して奉迎されたものである。その報告書が政治家やジャーナリスト、海外事業家などによって刊行されているが、仏教界側では莫大な費用がかかり、奉迎の中心的人物が中傷誹謗されたり、負債償却の責任をとったり、宗門の公用金を流用したことから罷免されて投獄されたり悲惨な結末であった。そのため後世では特にとりあげられることなく、奉迎の副使や随行人らの報告書をみると失敗であったとか、事件であったとか、贅沢三昧の奉迎であったとか良いことは述べられていない。

そこで、当時の各宗の事情や意見などをながめ、各宗のといった対応を明らかにするため、各宗の機関誌から関連記事を取り出して考察してみたい。本稿では真宗本願寺派（現在、浄土真宗本願

寺派）の機関誌である「教海一瀾」からみてみよう。

真宗本願寺派（現在、浄土真宗本願寺派）の機関誌は教海雜誌社（京都市下京区油小路通花屋町上ル西若松町卅五番戸）より発行された「教海一瀾」である。内容は本山録事、社説、論説、紀伝、史伝、宗報、特報、教報、通信、海外教報、雑聞、教信、雑纂、報告などに細目されている。

本派本願寺は奉迎使に藤島了穂を派遣するなど協力的であり、明治三十三年四月二十九日発行の第六十七号の「釈尊御遺形奉迎各宗会議」が掲載されて以来各種の報告がある。しかし、覚王山日暹寺創建には同意せず、同盟の調印を謝絶して絶縁したことが第一八〇号（明治三十六年九月十五日発行）、第一八二号（明治三十六年十月五日発行）で報告されており、その理由や過程などが明らかにされる。

凡例

一、本稿は明治三十三年四月二十九日発行の第六十七号より同三十六年十月五日発行の第一八二号までの「教海一瀾」に掲載されている仏骨奉迎関係の記事を採録した。

一、翻刻にあたり仮名使いは原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。なお、明らかな誤植は訂正した。

● 積尊御遺形奉迎各宗会議 (明治33年4月29日 第六十七号)

積尊御遺形奉迎の件に付、本月十三日洛西妙心寺内、竜泉庵に於て、各宗派会議を開かれ、奉迎件の外に、皇太子殿下御慶事奉祝の件を併せて、衆議に附せられ、討議の末、三名の委員を撰んで本件を調査せしむることに決し、投票に依り本派委員神根善雄、大谷派委員土屋観山、建仁寺派委員瑞岳惟陶の三氏、此の特別委員に當撰し、更に十五日を以て特別委員会を竜泉庵に開き、修正議決の上、十八十九二十の三日を以て第二の各宗派会議を開きたり。而して其の議決の要項を掲ぐれば左の如し

(一) 積尊御遺形奉迎協議案

第一項 帝國仏教各宗派は奉迎使七員を選挙し、暹羅国へ派遣せしむる事。但真言、臨濟、曹洞、浄土、本願寺派、大谷派、日蓮の七宗派より各一員を撰出し、出発日時は奉迎使協議の上之を定む。○第二項 奉迎使は互撰を以て正使一員を置くことを得。○第三項 各宗派は暹羅王陛下、同国外務大臣、稲垣公使に宛管長連署の書面を寄贈し、兼て奉迎使に関する信任状を呈すべき事。○第四項 各宗派は暹羅王室及其他に物品を贈呈する事。但物品の価格は合て金壹千円を程度とし、其の撰択は奉迎使の協定に一任す。○第五項 各宗派は其宗派毎に奉迎委員一員を撰定し、奉迎に関する事件を取扱はしむべき事。但撰定委員の姓名住所等は、本日より五日以内に通知せられたし。○第六項 積尊御遺形奉安所及奉迎事務所を設置する事。但京都市下京区妙法院前町妙法院とす。○第七項 奉迎事務所に関

する費用は奉迎委員に於て之を議定すべき事。前項の費用は一
時借入金で以て之を支弁し、償却方法は別途に之を定むべし。

○第八項 奉迎使派遣の費用予算を定むること左の如し。

一金壹万円 奉迎使派遣費

内 金千円 奉呈物品購入費

金七千円 奉迎使往復費

金貳千円 奉迎使予備費

以上費目は、奉迎使に推薦せられたる宗派にて之を協議し一時立替べし。

第九項 御遺形仏事式典は大略左記の如し。其法要の施行方法は奉迎委員に於て之を協定すべき事。

一 上陸会 長崎に於て之を行ふ

一 奉迎会 京都に於て之を行ふ

一 仮安置会 同上

一 拝胆会 沿道各所に於て之を行ふ

一 拝胆会 仮安置の後期日を定め之を行ふ

第十項 奉迎委員は御遺形奉安に付、左記各項の事業計画を為し宗派会議に提出し決定すべき事

一 塔廟建設の件

一 同上建設地確定の件

一 右費用に関する件

第十一項 奉迎使に推薦したる各宗派に対しては、當会より代表者を以て之が請願を為すべき事

(二) 奉迎事務所略則

第一条 奉迎事務所を京都市妙法院内に置く

第二条 奉迎事務所は御遺形奉迎に関する一切の事務を処理する所とす

第三条 奉迎事務所に左の役員を置く

一 総理 一員

一 常務委員 十員

第四条 総理は常務委員の議決に依り碩徳を推選し、常務委員は各宗派委員中より互選するものとす

第五条 総理は常務委員を指揮し事務を監督す

第六条 常務委員の会議長は総理之に當り、其議決は多数決に依る。可否同数なるときは総理之を決裁するものとす

第七条 常務委員は互選を以て左の事務を分担す

一 庶務

一 司計

一 議事

第八条 事務所に書記、其他雇員を置く

第九条 常務委員の議決に依り各宗派の委員総会を開くことを得るものとす

(三) 特別協議案

一 皇太子殿下御慶事に付、各宗派奉祝献品を為し管長連署総代を以て祝詞を呈し、之が献納を為す事。但し議長指名を以て各宗派より委員五名を選定し、献納物品の選択及び之れに関する諸

般の事項を委托する事

(四) 特別協議案

一 釈尊御遺形を奉迎し及び之を奉安し、日本仏教者に於て永遠護持し奉らんが為め帝国仏教会を設立し、同会組織方法等は之を各宗派管長会に提出し議決を求むべし。

而して此の特別協議案に委員五名を議長より選みたるに名相海、土屋觀山、河野良心、小林栄運、稻葉元厚の五氏當選、猶ほ五氏をして奉迎常務委員の定るまで、同委員の事務をも執らしむることに決せり。

● 釈尊御遺形奉迎使并委員 (明治33年5月4日 第六十八号)

釈尊御遺形奉迎使は仏教各宗派より七員を選出することになり、真言、浄土、臨濟、曹洞、本願寺派、大谷派、日蓮の七宗派より一名を選む筈にて、本派よりは藤島了穩氏、其選に當り、暹羅国へ出張を申付けられたり。又た奉迎委員としては神根善雄氏に申付けられたり。

● 釈尊御遺形に関する經文 (明治33年5月29日 第六十九号)

大般涅槃經後分下、縮刷藏經、盈九、五十一に仏舍利分塔の事を載せあり。左の如し

迦毘羅等七國王臣、不_レ果_二所願_一、心懷_三悲憤_一、憤恚而還、各至_二本邑_一、成遣_二使臣_一、同詣_二拘尸_一、再求_二舍利_一、城人報曰、世界慈父、既於_二我界_一、而般涅槃、全身舍利、応留_二永劫_一、於此_二供養_一、終不_レ

分_二与外邑諸人_一、諸国答曰、若分者善、若不_レ与者、我當_下以_二疆力_一奪取_レ、城人告曰、徒事_二鬪諍_一、終不_レ可_レ得、闍王復使_二兩行大臣_一、馳_レ兵請_二分_一、告_二城人_一曰、若与者善、若不_レ見_レ分、我加_二兵力_一、疆奪將_レ去、答言、任意、

爾時、拘尸城中、所有壯士男女並閑弓射、即使_二總出_一、嚴整_二四兵_一、欲_レ与_二諸邑_一、交_レ兵合戰、爾時、毘離国、諸黎車種、遂集_二四兵_一、往_二拘尸城_一、在_二一面_一住、阿勒諸利帝利、亦集_二四兵_一、在_二一面_一住、毘耨国、諸婆羅門、亦集_二四兵_一、在_二一面_一住、遮羅迦羅国、諸釈子、亦集_二四兵_一、在_二一面_一住、師迦国、拘樓羅、亦集_二四兵_一、在_二一面_一住、波肩羅国、力士、亦集_二四兵_一、在_二拘尸城_一、在_二一面_一住、爾時、拘尸那城、七軍圍繞、為_二舍利故_一、各欲_二奪取_一、爾時、大衆中、有_二婆羅門_一、姓煙_一、在_二八軍中_一、高声大唱、拘尸城諸力士主聰、仏無量劫、積_レ善修_レ忍、諸君亦常聞_二讚忍法_一、今日何可_レ於_二仏滅後_一、為_二舍利_一故、起_レ兵相奪、諸君當_レ知、此非_二敬事_一、舍利現在、但當_二分作_二八分_一、諸力士言、敬_二如来議_一、爾時、姓煙婆羅門、即分_二舍利_一、以為_二八分_一、作_二八分竟_一、高声大唱、汝諸力士主聰、盛_二舍利_一瓶、請_レ以見与、欲_レ還_二頭那羅聚落_一起_二瓶塔_一、華香旛蓋妓樂供養、諸力士答言、敬_二從來請_一爾時、必波延那婆羅門居士、復_二以_二高声_一大唱、拘尸城中、諸力士主聰、燒_レ仏処炭与_レ我、欲_レ還_二本国_一起_二炭塔_一、華香妓樂供養_二諸力士答_二婆羅門言_一、敬_二從來請_一、爾時、拘尸城諸力士、得_二第一分舍利_一、即於_二國中_一、起_二塔_一、華香妓樂種々供養、波肩羅婆国力士、得_二第二分舍利_一、還_レ歸_二塔_一、種々

供養、師伽那婆国拘樓羅衆、得_二第三分舍利_一、還_レ歸_二起_二塔_一、種々供養、阿勒遮国諸利帝利、得_二第四分舍利_一、還_レ国_二起_二塔_一、供養、毘耨国諸婆羅門、得_二第五分舍利_一、還_レ国_二起_二塔_一、種々供養、毘離国諸黎車、得_二第六分舍利_一、還_レ国_二起_二塔_一、種々供養、遮羅迦羅国諸釈子、得_二第七分舍利_一、還_レ国_二起_二塔_一、華香供養、摩伽陀主阿闍世王、得_二第八分舍利_一、還_二王舍城_一起_二塔_一、華香妓樂種々供養、姓煙婆羅門、得_二盛_二舍利_一瓶上還_二頭那羅聚落_一起_二塔_一、華香供養、必波羅延那婆羅門居士、得_二炭還_レ国_一、起_二塔_一供養、爾時閻浮提中、八舍利塔、第九瓶塔、第十炭塔、如是分_二布舍利_一事已、時

諸經所讚多在弥陀

前後発意衆生 欲生阿弥陀仏国者 皆染著懈怠国土

不能前進 生阿弥陀仏国 億千万衆 時有一人 能

生阿弥陀仏国 何以故 皆由懈怠執 心不牢固

(菩薩從兜衝天降神母胎説広普經第二(菩薩処胎經))

八種身品第八、竺仏念訳(縮刷、盈十、涅槃、七十二左、)

●御遺形奉迎使出発 [明治33年5月29日 第六十九号]

已報の如く、本派奉迎使藤島了穂氏は各宗奉迎使一行と共に、去る二十二日午後一時二十四分七条発列車にて同三時五十分神戸着、翌二十三日正午神戸港解纜の博多丸に乗じ、暹羅に向はれたり。

文苑〔明治33年6月13日 第七十号〕

送各宗諸師之暹羅國奉迎積尊靈骨序

暹羅國駐在公使稻垣君、以狀、牒吾國仏教各宗管長、曰客年二月印度人別氏癸迦毘羅城附近古墳、得遺骨殉宝及壙銘、以古文記之、仏教博士保氏考證其事、以為積尊茶毘後其遺裔之所築古墳、英國印度政府乃分其靈骨殉宝於本國及暹羅國、暹王陛下、虔礼甚厚、頒之緬甸及錫倫島、又以吾帝國仏法尤盛、將貽其一分於吾國仏教各宗、使外務大臣伝旨於我、是無前之盛事、蓋仏法興隆之兆也、其宜協各宗之力以奉迎之、於是、各宗相謀設委員、推予總理其事、乃簡各宗派諸師、以奉迎之、癸有期、相共設齋以饒之、余乃告之曰吾本師釈迦文仏之聖德遐邇固無論耳、仏法東漸上下帰依、名僧高德相踵輩出、渡洋蹈海冒險排難、以輝仏日、潤法雨者、史不絶書、然其跡概止於漢土、遠及印度者寥寥寡聞、當時交通不便使之然耳、今則万里一瞬、四海比隣、窮欧米、巡宇内、指不遑屈、而至功德如古名僧者則無聞、蓋有之、我未知之、是豈無故而然哉、夫暹羅雖小、世界旧邦、而為我與國、國王陛下以吾國奉仏教、特頒靈骨、盛旨之所在可知矣、今諸師以各宗簡撰、當靈骨奉迎之事、万里飛航以赴其地、其職也榮、其任也重矣、余聞暹羅國、上自王室、下至衆庶、無不帰仏、其僧侶持律嚴正、戒行尤堅、其所執雖小乘、而比之吾國現狀、豈其無忸怩乎哉、是尤所當深慮也、夫世界宗教仏法為大、宗義深奧高妙、信徒多殆占宇内人口之四分、而不幸、其本國早衰、大乘妙旨專存於我、是世界仏教者所同許也、而察其實則内顧而疚者頗多、其振刷興隆之任、果是

〔教海一瀾〕における仏骨奉迎の記事について

誰之責耶、今積尊遺蹟顯於印度、暹王陛下、特貽其靈骨於我國、安知非大聖之靈、陰隲其拳、以然乎哉、實可謂仏法中興機矣、諸師能幹其事、以奉迎于此、内之各宗和衷協濟、对靈骨如对聖身、虔誠修勤、各務其當務、為其可為、外之大放修教光明、布大乘妙理彼土、以振刷興隆吾宗、使仏日重輝、法雨永潤、豈非一大美事哉、若夫空失此機、無克有為、則豈獨負暹王之盛旨哉、辱帝國之体面哉、其奉对大聖靈骨復何顏拈念珠、披袈裟、以周旋於其間哉、故余以此舉、卜我國仏教興廢隆替之運也、嗚呼諸師往矣勉旃、刮眸以待其還、

維時明治三十三年五月十八日

積尊靈骨奉迎事務総理

妙法院門跡大僧正 村 田 寂 順

送奉迎積尊遺形各宗諸師渡暹

南 台 寂 順

奉迎万里渡南洋 靈物東來是吉祥 預祝諸師回錫処
扶桑仏日更生光 鉄輪截海乱涛開 万里虔迎亦壯哉
大聖似追東漸約 更分靈骨渡洋來 暹王頒贈仏遺形
欣喜奉迎雙樹靈 大白牛車容彼土 報恩須布一乘經

送真宗本願寺派顧問。藤島了穩師。

帶仏骨奉迎之任。赴于暹羅國。

金龜仏教中学内辱知 安 井 承 信

君不見薄伽梵之修多羅。駕他宗教真理多。此經何幸留我國。四千人仰仏陀。」又不見三藏深入五天境。跋涉流沙与葱嶺。齋還汗牛充棟書。恩波洋々歲月永。」聞説西曆千八百九十七年。仏骨放光印度天。暹国奉迎四分一。盤谷府中靈光円。」日本公使姓是稻。欲通南北仏徒好。奏聞国王得割分。迎之日域為国宝。奉迎使僧総俊英。就中得人瞻岳兄。五州無処不熟路。猛虎深山独歩情。」漢洋文学極精粹。到处何用通訳事。鸞舞鳳翔東洋文。」蟹行蝸歩歐洲字。」判知蜻蜒以外之乾坤。奇景定慰英雄魂。山谷竜蟠雲吹氣。汪洋鯨躍浪留痕。」翻憶八万四千伝経日。唯恨仏骨欠其一。方是柔扶迎骨初。仏教史上可特筆。」嗚呼晒骨彈舌在此游。」豪懷何抱別離憂。」予想靈光照波帰朝際。聖骨載在高僧舟。

秋村曰。初説仏教真理之卓越。与三藏伝経之艱難。次入仏骨奉迎之始末。進及藤島顧問之身上。回顧映帶。終帰重於仏骨奉迎。布置問架。頗得其宜。起結照応。尤極其妙。結末二句。何等点染。何等彩色。胆岳上人。船中無聊之時。朗吟此詩。一唱三嘆。呼妙也必矣。

● 积尊御遺形奉安に関する各宗派管長會議〔明治33年6月13日

第七十号〕

(本派の奉安に対する意見)

积尊御遺形奉安に関する各宗派管長會議は、意外にも我が本派には同意する能はざるの不幸を見るに至れり。否な本派の云ふ所は、遂に會議の納れざる所となれり。會議は遂に本派を棄て、顧

みざること、なれり。吾人は积尊の御遺形の暹羅皇帝の御厚意に依りて帝国に御渡来あらせ給ふの盛事に際し、斯くも相分れしめらるゝを遺憾とするなり、教界全体の為めに遺憾とするなり。然れども奈何せん本派は、其の忍ぶべからざることを忍び、其の不可なるを知りて、之れに曲従することは為し能はざる所なるを、故に被れの為めに擯けらるゝも深く怪むに足らざる歎。事の茲に至れる顛末は詳細次号に報道すべしと雖も、今其の概略を左に記載せん。

今回の管長會議は本月五日より八日まで、洛西妙心寺内竜泉庵に於て開かれたり。会する者は、真言、天台、浄土西山派、臨濟各派（建長寺門寛、黄檗、曹洞、真宗各派、日蓮、融通念仏、時宗、華厳、真言律宗、等の管長又は管長代理委員等四十余名にてありき。是れより先き宗派會議に於て選出したる十名の奉迎常務委員は、奉迎事務所にて今回の議案を起草したり。

此の議案起草に際し或る派の人々は、原々案即ち起草會議の原案とも云ふべきものを此の常務委員に提出せり。常務委員の多数は之を採用して其俚今回の議案とせんと試みたりと。其の要点を示さば

帝国仏教会を組織し僧俗を問はず入会せしむる事

本会の目的は仏教を以て国家の性格を維持し、国民の大義を發揮する事

会員を入会せしめて金壹千万円を募集する事

事業として十町四方の地所を購求し、中央に十三階の仏塔を建

て、四隅に学校病院図書館等を設くる事

此の草案は如何にも狂気じみたるを覚えたれば、本派より出た委員は、其の壹千万円の金員は如何にして作り得らるゝやを詰問し、其末壹千万円の金額は之を削ることゝなりたりと。又た国家の性格を維持するなど云へることは、如何にも政治的の意味に解せらるれば、何等かの道具に使はんとするに似て宜しからずと述べたれば、此の二点は改りたるも、猶ほ不可なる点尠なからざりき。而して弥々原案となりて、今回の會議に提出せられたるもの、要点は左の如し。

第一 本会は帝国仏教会と称し本部を京都市に置き支部を各地方に設く

第二 本会は仏教を以て国民固有の道徳を涵養するを目的とす

第三 本会の目的を達せんが為め順次左の事業を為す

一 大雄殿の諸建築

二 教育事業

三 慈善事業

第四以下趣意 壹円以上入会金を出すの會員百五十万人に達したる時、七ヶ年間を以て大雄殿御遺形奉安所建設の工事を竣る、他の事業は更に募金して之を起す。

(右の外記載を省く)

前記の原案に依れば、彼の原々案の壹千万円は声を隠したれども、猶ほ百五十拾万円の巨大なる呼聲は存在せるなり。此の巨額なる金員は一般俗人の膏血を絞りて得んとするの方案なりとす。此

の如き方案には本派の忍んで同意する能はざる所なり。斯ることの僧侶の口より叫ばれんことを予想せしものにや、世間の新聞雜誌は、概ね奉迎の美事を、冷評し痛罵せり。一々枚挙に遑あらざれども一二を挙ぐれば、

口を奉迎に藉り頻りに布施を募りて、己れの腹を肥やすが如きことある大に非、檀徒に於て斯る欺瞞に罹らざる様用意せざるべからず。(日本新聞)

仏徒の根性全く餓鬼にして、此世ながら餓鬼道にさまよふものと云ふべし。今度シャムにて仏骨を発見せりとして我国に之を迎んとするが如き、果して何の意味する所ぞ。仏の眞の活動力はその精神にあるべし。死体枯骨何の用をかなさん。昔は死せる諸葛生ける仲達を走らせ生人の恥辱となれり。今亦た生ける仏徒は、死せる枯骨に依りて仏教を興さんと欲せるか。否なく生ける仏徒が枯骨の力を借りて仏教を興さんとするの意あらば、猶ほ可なりと雖も、想ふに彼等餓鬼根性は、一切の貪欲を尽くして猶ほ足らず。枯仏骨を迎へて之を食物にせんと欲するのみ。日本の仏徒に喰はるゝ、仏骨こそ、実に哀れ云々、(日本主義雜誌)

此等素より不當の論評なるに相違なしと雖、目下僧界の墮落せる状況に照らして、世間は早くも我が教界を推断して此の如くなるべしと論ぜるものなり。此等の論評たる素より不埒千万なりと雖も僧界の墮落せるより推断せられたりとすれば、吾人は甚だ慚愧に堪へざるなり。故に苟も遺弟として教を積門に奉ずる以上は、

今回の如き盛事に際しては、先づ金を他に募ることを為すよりは、己れ他に先んじて、金を投じ、之を俗人の手を藉るに先んじて、僧侶として其の奉安の殿堂をば建設せんことこそ望まじけれ。万民の膏血を絞り上げ、七ヶ年を費して巨大なる土木を起す

よりは、七万の僧侶各自に金貳円を投じ、拾參四万円位の殿堂を建設し、己れに於て先づ釈尊崇仰遺徳顯揚の実を挙げ、以て衆人の範たらんことを期せずんばならず。斯くの如く己れを責るること厚くして自行欠るところなき時は、自ら国民の道徳をも涵養するに足らん歟。然るに事茲に出でずして、己れは半銭も出金せず却て之を他の衆人より絞り取らんとて企て、己れに修る所の道徳なくして、国民の道徳を涵養するを目的とす杯と。余り勝手の善き話にあらずや。是に於て乎新聞雑誌の先見適中せりと云ふ者あるも吾人は之れに対して弁疏するの辞を知らざるなり。左ればにや本派に於ける意見の如き、全く是に見る所ありと見え、過日の管長会議に於ける本派出席者は左の如き理由を陳べられたり。

(一) 仏教会と名け国民固有の道徳を涵養するを目的とすとの原案なるも、抑々会なるものを設るの必要を見ず釈尊御遺形を奉安するの殿堂を建設するが目的なれば建設事務所を設け、其事業を完成すれば足れり。何ぞ煩はしく会を組織するの要あらんや。特に会として組織する以上は随て入会退会の煩を見ん。今日此の奉迎の盛事にして不祥にも退会等の事を他日に見んとするの恐れあるの会を組織するは甚だ不可なり。故に入退会の煩を要せざる建築事務所と為し置かば、一の賛成の理由の下に何

人も来りて事業を助くべきなり。已に建築事務所を設け建築の功にして挙る日の来らんか。各宗の協同一致は期せずして成る。果して然るときは会と云へる範籬を以て制限を施さずとも自然の会は結ばるゝものなればなり。

(二) 次に仏教会と云ひ、国民固有の道徳を涵養すと云ふものは、或は人をして猶ほ政治的意味を有するかの如く疑はしむるの恐れあり。已に釈尊御遺形の奉安崇敬に在れば、須く奉安会等適切なる名称を用ゐ、其目的として規定する所も、同く之に適ふの文字を用ゐざるべからず。若し万一にも此の会が政治的意味あるものと誤解せられ、仏教徒野心運動の一機関の如く見らるゝに於ては、今回奉安の盛事に対し幾多の故障を招き、中途にして進退に苦むが如きことあらん。故に会名及び目的の点に於て、甚だ不可とする所なり。

(三) 本会事業の規定に於けるや、殿堂の建設、教育、及び慈善事業の文字ありて、壮大に失するの恐れあり。一の建設事業にせよ、原案の如くするとき、壹百五拾万円を要すとせり。之に加るに教育及び慈善の業を以てす。其の金額の莫大なる知るべきなり、如何にも事を好むに當れり。如何にも御遺形に托して色々の事を働かんとするに當れり。如何にも金取り主義に大風呂敷を拡ぐるに當れり。而して顧みて己れの宗派の現状を見る時は如何。堂宇の修繕に手が廻り兼る者あるにあらずや。古社寺保存会の庇蔭に由りて氣息奄々たるものあるにあらずや。己れの現状此の如くなるをも省みずして、進んで此の如き莫大

なる募金を企てんとす。世間之れに応ずる者の寛束なきを憂るなり。

(四) 特に去る四月、妙心寺に於ける宗派會議の議決たるや「釈尊御遺形を奉安し、及び之を永遠に護持し、奉らんが為め帝国仏教会を組織す」とありて、組織の目的は即ち一に奉安護持の外あらざるなり。然に本案の如きは全く奉安の外に、教育慈善等の事業を附着せしめ、四月會議の議決に戻り、他の事業と共に同く挙げんとするは不可なり。

(五) 事を遂る方法としても三事業を列挙するは不可なり。第一の事業にさへ多額の金円を要すとせり。今日之に金円を投ずるの後ち、他日又た第二第三の事業にも金円を投ぜざるべからずとの予想を今より抱かしむるは、事を完うするに於て妨げあればなり。

是に於て乎。原案は更に七名の修正委員に托し調査せしめらるゝこととなり。幾分か不都合の点を除きたるも矢張り同一の精神なる修正案を見ることゝはなれり。修正の要は、

(一) 帝国仏教会の名を改めて日本大菩提会とす

(二) 目的の規定を「釈尊の遺形を奉安し遺徳を顕揚し以て国民の道徳を涵養す」に改む

(三) 事業を「第一期覚王殿建築、第二期教育及慈善」に改む
(右の外之を略す)

此の如き修正案は、唯だ「帝国仏教会」の名を「日本大菩提会」の名に改めたるに過ぎず。本派の素より同意する能はざる所な

り。而して本派が奉安に対して執る所の要旨は左の如し。

原案の如く莫大なる金員を国民より募ることを先きとせずして、遺弟として釈尊に奉ずるの赤誠を抽んずることを先とすべし。此くするに於ては僧侶自ら進んで自己の懐より出金すべし。僧侶一人金弍円を出だすとしても全国僧侶にて拾参四万の金員は得らるべし。此金にて殿堂を建設するに不足は感ぜざるべし。七年の後ち、無理算段にて巨大なる工事を起すよりも、今年忽ちにして正當なる金円にて堂宇を建設すること、却て仏意に契當するを信ず。要は僧侶として自家の信根に培ひ、行儀に省み、深く自行に尽すことあらば、自ら国民道徳の標準とも為り得べけん。然る後ち国民道徳の涵養をも叫び得ん。然に事茲に出でずして徒らに口頭道徳を叫ぶも誰れか之を信ぜん。故に本案の規定をば右の如く改めんことを望む。

然に此の本派の意見は、各宗會議の納るゝ所とならず。本派は御遺形の奉迎及び奉安所建設に同意しながらも已むを得ず、日本大菩提会組織の決議には賛同する能はざることゝなれり。

事の茲に至るまでには、再三の交渉会あり。或は村田門跡の再三、調停の勞を執らるゝありて、種々の手数を経たるも、遂に我が意見は他の納れざる所となりたり。豈に遺憾なしとせんや。

而して、右決議の後ち本派本山より、贈られたる同意謝絶の書面は左の如し。以て本派の意見如何を窺ふに足らんかな。

今般各宗派管長會議に於て大菩提会を組織し會員を募集し、釈尊御遺形奉安之殿堂建設等之事業企画可相成段議決有之候

処、本派に於ては殿堂建設の義者無論賛成ニ付、右費用之内へ本派より金貳万円寄附可致候。乍去大菩提会組織之義者断然同意難致候条此段申進候也。

明治三十三年六月十日

真宗本願寺派管長代理近松尊定

奉迎事務所総理

村田寂順殿

吾人は此の同意謝絶の書面を得て読むこと再三、覚え快と叫びたり。大菩提会組織の義に就て相分れたるを遺憾と思ひしが、本派の純精潔白なる精神に依りて、作られたる此の書面は其遺憾を償ふて余りあればなり。自行を先きにすべしとの本派の意見、此の紙面に溢れ、腐敗墮落の僧界も、本派あるが為めに、猶ほ幾分の面目を保つことを得んと思はるればなり。本派が衆に先んじ金貳万円を出金せらるゝものと。彼の他人を先きにして自分を後ちにする者と比較せば、是れ豈に天淵雲泥の差のみならんや。吾人は次号の紙上に於て、会議の末に就て顛の記事論評を猶ほ一層詳細に報道せんとす。

●管長会議出席者

今回の洛西妙心寺に開きたる管長会議出席者は左の如し。席次番号の順に依り之を掲ぐ。

- 一番 天台座主 中山 玄航
- 二番 真宗誠照寺管長 二条 秀源
- 三番 臨濟宗大徳寺派管長 菅 広州

四番	真宗興正寺派管長	花園 沢称
五番	華嚴宗管長	佐保山晋円
六番	曹洞宗管長代理	織田 雪巖
七番	臨濟宗妙心寺派管長	小林 宗補
八番	臨濟宗天竜寺派管長	橋本 蛾山
九番	真宗大谷派管長代理	石川 舜台
十番	真宗本願寺派管長代理	近松 尊定
十一番	真言宗管長代理	土宜 法竜
十二番	臨濟宗相国寺派管長代理	伊藤 貫宗
十三番	臨濟宗東福寺派委員	林 泰嶺
十四番	臨濟宗建仁寺派管長代理	瑞岳 惟陶
十五番	臨濟宗天竜寺派委員	北条 周篤
十六番	真宗仏光寺派委員	渋谷 円順
十七番	真宗誠照寺派委員	藤井 学道
十八番	真宗専修寺派委員	藤山 直修
十九番	黄檗宗管長代理	鈴木 恵眼
二十番	天台宗真盛派委員	古泉 惟信
廿一番	臨濟宗相国寺派委員	宮崎 旃芳
廿二番	真言宗委員	岩崎 元随
廿三番	真宗興正派委員	三原 俊栄
廿四番	真宗大谷派委員	和田 円什
廿五番	同 委員	児門 賢象
廿六番	臨濟宗南禅寺派委員	畑 道温

議案

洛西妙心寺に於て御遺形奉迎順序の協議を本月十日開きたる趣なるが、其の協議案は左の如くなりしと。

廿七番	融通念仏宗管長代理	黒田	寛州
廿八番	曹洞宗委員	弘津	説三
廿九番	真宗本願寺派委員	神根	善雄
三十番	華嚴宗委員	雲井	春海
卅一番	臨濟宗南禅寺派委員	岩瀬	靈雲
卅二番	真宗木辺派管長代理	松原	深締
卅三番	臨濟宗永源寺派委員	最下	祐禪
卅四番	曹洞宗委員	有沢	香庵
卅五番	浄土宗西山派管長代理	青井	俊法
卅六番	天台宗委員	中村	勝契
卅七番	日蓮宗委員	田村	豊亮
卅八番	浄土宗西山派委員	靈群	諦全
卅九番	真言宗委員	小林	栄運
四十番	臨濟宗大徳寺派委員	小堀	宗長
四一番	時宗委員	河野	良心
四二番	真宗仏光寺派管長代理	有馬	憲文
四三番	真宗山元派管長代理	星野	貫了
四四番	真宗本願寺派委員	管田	実言
四五番	臨濟宗妙心寺派委員	稲葉	元厚

●奉迎順序協議案

明治三十三年四月の議事録奉迎協議案第九項の四により拝迎会地を定むる。左の如し

- 第一 長崎 二泊
- 第二 佐賀 一泊
- 第三 博多 一泊
- 第四 小倉 一泊
- 第五 赤間関 一泊
- 第六 広島 二泊
- 第七 尾之道 一泊
- 第八 岡山 一泊
- 第九 姫路 一泊
- 第十 神戸 一泊
- 第十一 大阪 二泊
- 第十二 京都御着 奉迎会

- 仮奉安会は御着一週間以後に於て一週間之を行ふこと
- 拝瞻会は明治三十四年四月八日より同五月十五日迄施行のこと
- 前条の期間に於て塔廟建設の起式式を行ふ
- 上陸会、奉迎会、拝瞻会の三会施行の日に於て、各宗派大小の寺院は梵鐘を鳴し相當の供養をなすべきこと

釈尊遺骨の発見に就て〔明治33年6月26日 第七十一号〕

○総論

文学博士 高楠順次郎

一昨年、印度に於て、発掘したる仏世尊の遺骨、及その副品は、我国に於て仏骨奉迎の事あるに伴ひ、端なく世の注意を喚起したり。仏教者の間に於ては、奉迎讃否の声喧しく聞えしも、とにかく、各派連合して、数万の金を費やし、十数名の特使を派したるを見れば、その奉迎の事は仏教の輿論となりしもの、如し。之が為批評者の眼光も一層之に向ふに到り、宗教者としては我仏教者はその思想慥かに十字軍以前に劣ると評し、仏陀伽耶回復事件の再演なりと評し、若くは我国には何故に韓退之なきかと冷笑せるものもありたるが、その仏骨に関する詳細に到りては、尚疑雲の間に隠蔽せられ、之を迎ふるものも、之を非難せるものも、俱に之を知らざるもの、如し。その奉迎の可否は之を別問題とし、その史伝の存否真偽に到りては、学者の宜しく攻究すべき所なり。之れに関する幾多の質問は、遂に予をして一言の止むを得ざるを感ぜしめたり。

○仏滅後遺骨の分配

仏経中、最多く歴史的事実を包含し、最も広く信者の記憶に残れるを「涅槃経」とす。現存の涅槃経中、最歴史的价值あるを巴利語の「大般涅槃経」とす。その第六篇は正しく、仏滅の事跡、荼毘、分骨、造塔供養の模様を明記せり。今略して之を示さん。

仏二月八日の暁、「我滅後、所説の法戒、即是れ汝が大師、諸行は実に無常なり、勇猛、度脱を期せよ」との言を遺し、八十歳を一期として涅槃に入る。俱尸那羅の市長、その報告に接し、香花音楽を命じ、沙羅雙樹の林中に会し、遺骸を擁護し一

日を過ごし、二三日乃至六日に到る。七日の朝に及び、市の南郭に於て荼毘の式を行はんことを議す。八人の力士遺骸を動かさんとするに遂に能はず。之を尊者阿菟楼駄（無滅と訳せり）に告ぐ、尊者その神意に反するを教ゆ。遂に之を北郭に運び、般彈那廟（市民の祖廟）に安置し荼毘の用意をなす。その火を点ぜんとするや、何故かその意を果す能はず。又阿菟楼駄尊者に告ぐ、尊者曰く仏意大迦葉の会葬を竣つと。遂にその到るを待ち葬式の終る時に、棺辺自然に発火し、荼毘の札成就せり。その時使を遣はし縁故を具して遺骨を請求せしもの、

- 一、摩迦陀国 阿闍世王 (Magadha, Ajātasattu)
- 二、毘舍離国 栗咭毘族 (Vesālī, Licchavi)
- 三、迦維羅国 釈迦族 (Kapilavasthu, Sākya)

是れ今回の発掘に最關係あるものにして、釈尊と同族同国にして遺骸に対し、最権力ありしもの也

- 四、菴羅割波国 跋離族 (Allakappa, Buliya)
 - 五、羅摩邑 拘利耶族 (Rāma-gāma, Koliya)
 - 六、吠率奴国 波羅門族 (Veha-dīya, Brahmana)
 - 七、波婆邑 摩羅族 (Pava, Malla)
 - 八、俱尸那羅市 摩羅族 (Kusinara, Malla)
- 右八種族に対し舍利の分配終りたる後、鞞菴莉邑の孔雀王来り、請求せしも、已に余す所なきを以て、火葬地に残りし炭と灰とを受け之を持去れり。
- 九、鞞菴莉邑 孔雀王 (Pipphalivana, Moriya)

而して右の如く命を受けて舍利の等分を司りたる波羅門、徒盧那世尊の遺骸を入れありし大瓶を請受けて之を祭り供養せり。

十、香姓波羅門 徒盧那造塔 (Brahmana, Drona)

右の事跡は巴利書涅槃經に出で、我國に伝はれる漢訳の經中には仏本行經八王分舍利品第三十一、長阿含遊行經第二之三、説一切有部毘奈耶雜事第三十九、大般涅槃經後分卷下、仏所行讚經分舍利品第二十八等少しく異同あるも、皆舍利分配の事を記す、即「八王起八塔、金瓶及炭灰、如是闍浮提、始起於十塔」の事實は南北両仏教の聖書に明記しあるも、果して明確なる史的事実なるや否や何人も之を考證するを得ず。而るに仏滅後二千四百年を経る今日に至り、この南北両仏教聖書中に記せる仏骨分配の事跡は果してその事実なりしを證するの一大発見に遭逢せり。

○ 釈族遺骨龕の発見

今茲に「舍利」と称せしは、我國に名づくる如きものに非ずして、唯「遺骨」と云へる義なり。「舍利」は梵語にて精しくは設利羅と称し「身」の義なり。夫より転じて「遺骸」を意味し、遂に「遺骨」を呼称するに至れり。世尊の遺骸は荼毘に附したれば、後世に伝はりしは唯その遺骨の碎片のみ。而してその一部分を二十四世紀を経る今日に於て発見せりと云ふは、抑々如何なる證跡ありて主張せるものなるが請ふ暫く茲に之を述べん。

今より四年の前印度尼波羅領域内に於て、釈尊の誕生地なる嵐毘尼園 (Lumbini) の記念碑を発掘し、続ひて仏教に特殊の縁故あ

る迦維羅城の故趾をも発見するを得、印度古代の地理に於て一大変革を來たし、仏教歴史の上に一の新生面を開きたることありしが、その時より印度古学研究者の眼光は更にその地方に転じ、尼波羅領と英領との境域地方に於ける幾多の高丘は恰も印度古代史の紙葉を開くと一般、無限の興味を以て、その発掘を思立たしむるに到れり。その数多き高丘の中最高くして最望みあるものは、偶然にも一歐人ベツペ氏の所有地に存在せり。氏は經驗ある技師にして、現今ピプラー (Piprahwa) と名けらるゝ一邑に莊園を有したり。氏がその邸内なる高丘の発掘に従事したるは一千八百九十七年 (明治三十年) の春なりき、氏は先づ丘上を横断せる溝 (幅一丈深八尺) より掘起し、同年九月に至り、印度政府の土木技師スミス氏來り之を検し、その太古の仏教廟なることを證し、且その中心を発掘し地平線に達せば、必古器物件の存在するあらんことを述べ、その發達の進行を促したり。

翌一千八百九十八年 (明治三十一年) 一月より、その發掘を継続し、丘の中心に方一丈の穴を鑿ち、廟底に達したり初め一丈の深に達せし時、一の蠟石製の破壺を発見したりき、その中には土に混ざる飾珠、水晶、金銀の裝飾物を有せり。更に下りて一丈八尺の深に至りしに、一畳の大石板に達す。徐ろに之を除けば広大な磨石製の大櫃に達す。櫃中の物件完全に保存せらる。その内容実に左の如し

- 一、蠟石壺 (一) 高六寸 径四寸
- 二、蠟石壺 (二) 高七寸 径四寸五分

三、蠟石器 高五寸五分 径五寸五分
 四、蠟石篋 高三寸八分 径一寸五分
 五、水晶瓶 高三寸五分 径三寸二分

右の外尚数多の水瓶ありしもの、如く、その破片を土中に認めたり。而して存在せし五種の壺瓶、并に之を納めたる大石櫃は皆完全無欠にして、刀斧の痕跡尚明白に認め得べしと云ふ。唯この石櫃を蓋ひたる大石板は破れて四片となり居れども片々互に密着し、毫もその内容を害する所なかりしと云へり。而して之を中心として外圍に構造せられたる塔廟の広大なるは、左の量尺記録を以て推測し得べし。

- 一、丘廟の地底 直径凡十九間(百十六呎)
 - 二、丘廟現時の高 凡二丈一尺(二十一呎半)
- (此に仍りて現廟は古代の塔中には、第二等位に属するものにして、その直径に比例して、割合にその塔の低きは儘かにその構造の太古時代に属するものなりと云ふ)
- 三、石櫃の蓋たる石板の重 四百八磅
 - 四、石櫃全体の重量 壹千五百参拾七磅
 - 五、丘廟全体の構造は、皆悉鍊瓦にして、之を密着せしむる為用ひたる泥土は、日本の壁土の如く、藁を混じたるものを用う。
 - 六、丘の中心に一の縦穴あり、井又は樋の如く廟底に直下せり、大小、方円、時に差ありと雖、直径一尺より四寸に至

る。その底に達する処は長方形にして一尺七寸と五寸の辺を有せりと云ふ。

(この穴は何の爲めにせるものなるか。今に不分明なり。何れの丘廟にも皆之れありと雖諸説未だ一致せず。思ふに是れ或は新骨を収むるの穴には非るか、我国の俱会一処の墓廟より察すれば或はその目的なるやも知るべからず)


この丘廟の東側に一大邸宅の廢趾の如き敷地あり。測量技師の説に依れば是一の寺院なるべく、尚全部を發掘せば仏像、仏具を發見すべき望みありと云ふ。この丘陵はゴラクプール(Gorakhpur)の東隣なるバスター邑(Basti)の東北隅にしてビルドプール(Birdpur)のピプラーバ(Piprahva)と名けられたる地域に在りて、北緯二十七度二二東經八十三度九に位し、英領印度の境内に属せり。是より東北五里余にして、釈尊の降誕地なる嵐毘尼園の紀念標に達す。こは今ルミンディ、タパー(Runindi Tappa)と稱し尼波羅領内に属す。而して釈迦族の首都たりし迦維羅城は、北緯三十七度三七、東經八十三度八に在り同じく尼波羅領に属す。

○仏塔石龕中の遺物

予が今「丘廟」と稱し、「塔廟」と云ふは、率觀婆又は蘇塔婆(Supa)と稱するものにして、我国の古墳又は山陵に相當せるものなり。我国に稱してソトバと云ひ、塔と稱するも、今はその用を異にせるも、皆之に起因せるものなり。そは梵語スツーパーは「高頭」の義なりと云ひて、墳墓、廟地の標識に用ゐたるものを

も、同一名を以て称するに至れるなり。さてこの釈氏の遺骨廟を発掘し、五種の壺瓶を発見したるが、その内容は如何なるものなりしや。実に他に類例を見ざる遺骨宝物を有し、その豊富なる従来の発見物に優り、数百点の多きに達せり。一々之を調査せば人種学、宗教学、古学の上に資する所多かるべきも、こは今その所にあらざるを以て、その重要なものゝみを挙げ、その一斑を示さん。

第一遺宝に関するもの

- 一、黄金薄板 数種（獅子の立像、両個の梵字）
- 二、黄金星章（鈍形八角）
- 三、黄金星章（尖形八角）
- 四、五、水晶諸宝製華葉 数十種
- 六、両様三宝章  (Tri-ratna)
- 七、銀製俱利迦羅章
- 八、寶石製鳥
- 九、金属製鳥
- 十、金製十字章
- 十一、黄金製人像（薄板）
- 十二、黄金製象像（薄板）
- 十三、黄金薄板卍字章両様 (Svastika)
- 十四、珊瑚の断片 数種
- 十五、女人像（黄金薄板製）後光具足（十一、十五の像なしの外）
- 十七、真珠小顆 数種

「教海一瀾」における仏骨奉迎の記事について

十八、黄金平円板（波状美飾）

十九、黄金星形板（粒状美飾）

二十、黄緑各色貫珠（寶石の小顆は皆念珠の如く糸にて貫きありしもの、如し。二、三のものは銀糸の高附着せるものありしと云ふ。）

その石櫃の大なると、之に納めたる宝物の豊富とは遺骨に対する尊敬の盛大なりしを證するものなり。されどこの遺骨は遺骨と同時のものと思得べきや、否や。その物件中、遺骨と同時代のもの、存せるありや否やは、今後の研究によりて始めて明白なるに到るべし。

第二遺骨に関するもの

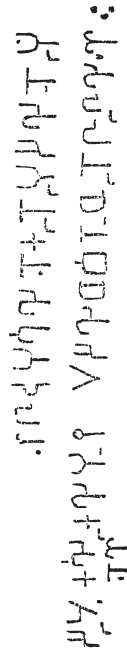
蠟石壺中に収め在りしは、全く骨の破片にして、その中小形なる一壺は蓋部に一句の刻文を有せり。その刻文に仍れば埋葬主は、之に蔵せる骨片は、慥かに釈迦の聖骸の一部分たりしを確信せしものたることを證せり。刻文を有せる蠟石壺は実に左の外形を有せり。



○仏遺骨に関する刻文

仏の遺骨を蔵めたる小蠟石壺の蓋上に彫せる刻文は、全く阿輸

迦王時代（紀元前二百五十年）に通用したる文字にして、ブ
 ユーレル氏印度字像字研究の結果に仍ればギルナル、デルヒ両
 所の碑文の字に最近く、阿輸迦王時代若くはその以前に刻した
 ものなるべしブユーレル博士自身は、全く阿輸迦以前たること
 を明言せしも今その字形より見る時は、殊に阿輸迦前と見るべ
 き特徴なきものゝ如し。その刻文全部は実に左の如し。



音 訳

第一行 *Iyah Salianidhane Budhasabhegavate Sakiyaman Sukitibha*

第二行 *Tinan Sabhaginakanani Saputadalanani*

右は其彫刻は随分杜撰のものにして、太古の特徴を存せり。第
 一行の右上辺に書したるは、彫刻の際誤りて脱せしものを添加
 せしなり。且右に出せる謄写文を誤なしとせば、第二行の第二
 の **𑀩** は **𑀭** の誤ならざるべからず。又母音に長短の別なきも或
 は彫者の罪に帰すべきやも計り難し。今この刻文を巴利語に訳
 せば左の如し。リス、デビツツ氏の指定に仍る

Idan̄ Sarira-nidhanan̄ Buddhassa Bhagarato Sakiyaman̄

Sukitibhakanan̄ Sabhagininan̄ Saputadānan̄

訳 文

薄迦梵仏陀の遺骨を蔵せるこの聖龕は釈迦族、即大聖（名声

高き人）の兄弟、姉妹、その兒子、妻室等の所有に属す。

この刻文の関する特殊の点を列挙せば大凡左の如し

- 一、この文に用ひたる方言は、古摩迦陀語と同じくアル (a) とエル (e) とを混ざること、即サリラ (*Saṛīra*) は梵語のシャリーラ (*Śarīra*) なり。
- 二、古文の偈頌に用ひたる語、即偈陀語と同じくアム (*am̄*) の代りにエ (e) を用ふること、即ニダーナム (*Nidhanam̄*) に対してニダーネ (*Nidhane*) を用う。
- 三、摩迦陀語と同じく語尾オ (o) の代りにエ (e) を用ふ。即バガバト (Bagavato) に非ずして (*Bhagavate*) なり。
- 四、文字は前に述べし如く、近傍の碑文と同文字にして、所謂阿輸迦文字なり。
- 五、スキヂ (*Sukiti*) は梵語スキールヂ (*skīrḍi*) (善称) にして高名なる人、著聞の士の義なり。大聖若くは世尊と云ふも可なるべし、仏を指す。
- 六、この刻文の時代は、慥に限定するを得ざれども阿輸迦時代若くはその以前たるは疑ひなし。今迄発見の碑文中には最古きものゝ一たり。
- 七、仏滅後間もなく彫刻せしものたるも知るべからざるなり。

○ 仏骨廟発掘刻文発見の學術上に及ぼす功力

仏誕生地碑文の発見は、実に印度地理學上に一大影響を及ぼし、迦維羅城の地理、之に関連して近傍聖蹟の位置の確定を來たし、

嵐毘尼産殿の古跡を慥むるを得たり。而して今回仏骨龕の発見は亦之を小にして仏教史上、之を大にしては印度古代史上に一大光明を与へたるものと云ふべし。その副生の功果多き中、その至要なるものを挙ぐれば、

第一、大涅槃經に「如是我聞」の事実として述べたる仏骨分配の事実、殊に釈迦種族が遺骨請求者の一部として、その分骨を得、造塔供養せし事實はこの刻文に仍りて史上の事実となりしこと即「迦維羅衛國諸釈種民衆、得舍利分已、歸其國、起塔廟供養」と云へる涅槃遊行經の説は疑ふべからざること。

第二、釈迦種族の中心は、迦維羅衛國にして雪山々麓の一人種たりしこと歴史上の事実となりたること。

第三、この刻文は釈迦種族に関する最古の記録にして釈迦種族に関する凡ての伝説、經説等の時代若くば真偽を判別する標準となり得ること。

右は直接の影響なるが、尚ほこの刻文、遺宝物、構造法等の人類学、宗教学、建築学、古学等に与ふる利益亦多かるべし。如是学術上に与ふる利益多きより、この発見の事業、早く已に世の注目を牽き、之に従事せしはペツペ、スミス、フューレル氏の三氏にして、前後之に關してその意見を公にせしもの、右の三氏の外維納大学のユブール博士、英のホエー氏、巴理大学のバルト博士、英亜細亞協會のリス、デビッツ博士、萊府大学のプロフ氏（印度現住）等にして、仏国政府は殊に梵語教授レビー博士を印度に派遣し、之を視察せしめたり。雜誌界にては本年一月のリテ

「教海一瀾」における仏骨奉迎の記事について

ラリ、ダイゼスト、一昨年四月及七月の亜細亞協會誌及昨年四月の同誌、一昨年二月中のパイヲニア及仏国学士会院誌その他に見ゆ

如是発掘せられたる古宝物は発掘主之を私宝となすを惜み、悉皆之を英政府に奉納せりと云ふ。政府は発掘者の望に応じ、古宝の一分は之を印度甲谷の博物館に収め、一分は英の竜動博物館に保管し、一分は本人に交付せられたり。而して仏骨その他の遺骨は、當時世界唯一の仏教王たる暹羅國王に贈与せり。國王亦之を私有するを惜み、隣國なる緬甸の仏教寺院へも遺骨の一分を与へ、その後我公使稻垣滿次郎氏の要請に應じ我國仏教寺院へも遺骨の一部を分与することとなり。今や奉迎使は既にその境に臨まんとせり。我國仏骨の有無曾て宗教の盛衰にも關せざるべしと雖、刻文の存否は世界の學術に關係する所大なるを以て、茲に之を紹介することとなせり。

釈尊御遺形奉迎件會議の顛末（明治33年6月26日 第七十一号）

▲第一 総論

大聖世尊入滅より既に三千年、遺教東漸の後漸く凋落の色を呈せんとするの時、暹羅皇帝より聖骨を贈り給ふの盛事に遭ふ。吾人は恭く奉迎し以て聖徳に報ひ奉らんことを期す。今此の好因縁に會す。吾人非徳無慚愧なる者も、聖徳に照らされて既往の罪障を懺悔し、将来に道念の進まんことを願ふ。故に吾人は此の盛事に際しては只管自己平常の不徳を責め、愈々進んで自行を凝ら

し、以て御遺形を迎へ奉らん事を欲せずんばならず。若し然らずして古代奇物の発見に接したるものとして、観世物、興行物を得たるが如く、虚飾外装以て人目を引かんことを努め、毫も自己に於て信奉するの実を有せず。軽躁の挙動、浮薄の所作のみに流れ、乱舞狂踏の痴態を演ずるが如き事あらん乎。恐くは世尊の真意を害し世間の嘲笑を招き、而して自己に何の益する所なくして終らん。否な却て之に依て世尊の遺徳を傷け、正法をして地に墜さしむることゝなる。豈に深く恐懼すべきことにあらずや涅槃經に曰く（縮刷、盈九、四十一、）

若し如来の舍利を見れば即ち是れ仏を見る。仏を見れば即ち是れ法を見る。法を見れば即ち是れ僧を見る。僧を見れば即ち是れ涅槃を見る。阿難當に知るべし、是の因縁を以て三宝常住して、変易あることなく、能く衆生のために帰依処となる。

又た曰く（同、四十三、）

汝等大衆に広く修行して三有を出つべし、復た懈怠散心放逸なる勿れ。

嗚呼仏舎利の渡来、既往幾回か之れありと雖も、吾人の薄福なる未だ一たびも其期に値ひ奉らず。而して今日幸ひにして此の聖運に会し之を奉迎することを得。冀くば経説をして真に世間に光明を発せしめ、三宝常住無有変易の金言の如くならんことを、然に世澆季に移り、三宝滅尽の悲難に沈まんとす。何ぞ浩歎に堪へん。

法滅尽經に曰く（縮刷、辰十、百十六、）

吾涅槃の後、法滅せんと欲する時、五逆濁世、魔道興盛、魔、沙門となり吾道を壊乱す

當来變經に曰く（同）

将来の世、當に比丘あり一法の法化に従はざるあるに因て法をして毀滅せしめ、長益を得ざらしむ。何を謂て其一と為す。

「禁戒を護らず、心を守る能はず、智恵を修せず、其意を放逸にす、唯だ善名を求め、道教に順はず、肯て度世の業を勤慕せず」是れを一事と為す法をして毀滅せしむ。

三宝常住無有變易と宣ふと雖も、遺弟にして若し遺弟たるの実を欠かん乎。令法毀滅の聖言は立ちとるに至らん。法化に従はざるときは、豈に何ぞ三宝常住して長益を蒙り奉ることを得ん乎。

之を常住ならしむると、之を毀滅せしむるとは、一に遺弟たる僧侶の心行如何に由るものと謂はずんばならず。夫れ然り、今日僧界の現状は此の二途、何れに在りとする乎。彼の某翁か近時の僧侶を評して、藍は藍より出で、藍よりも青をし、僧は俗より出で、俗よりも俗なりと云へるが如き現状は、掩はんと欲するも掩ふ能はず。社会の腐敗墮落を救ふべき身にして、却て己れ先んじて此の汚濁の渦中に投じ、相ひ率ゐて腐敗墮落を助長せんとするの觀あり。其の本分を去ること遠ほし、俗界を度すべき身にして、却て俗界より此の如き酷評を受く、何を以て乎。三宝常住の責任を完うすることを得ん。何を以て乎。令法毀滅に陥らざることを得ん。思ふて此に至れば冷汗の背に流るゝを覚へざるなり。

然に今や幸にして、世尊か三宝常住と宣ひし、其の滅後の仏宝と

して、御遺形の御渡来に値遇し奉る。遺弟たる僧侶は此好期に際し、愈々道念を堅固にし、益々自行を精勵し、以て遺教の宣布に從ひ、世道人心に益せんことに務むべし。斯くの如くにして始めて御遺形を奉迎するものと名くべく、遺徳を顕揚するの一端と名くべく、世尊の御本懷に添ひ奉るものと名くべきなり。吾人は今回の好期に値遇したるを喜ぶと共に此の如くならんことを企望せり。故に若し此の企望の如くなる能はずして、之を看ること一塊の古奇物の如く、之を遇すること觀世物興行物の如く、虚飾外觀唯だ衆人の眼を奪ひ、一時の人氣を煽ぎ立るに止らん乎。千歳一時の好期は、一変して合法毀滅の厄運を表することゝならん。御遺形は三宝常住の靈宝と為らずして、一粒の枯骨と變ぜんのみ、是に於て乎。吾人は其の奉迎に關しては十分の誠慎をなし、以て奉迎の実効を奏せんことを熱望して已まざるなり。

是を以て、吾人は御遺形御渡来の報に接するや、歡喜踊躍、大に僧風釐正の実を挙げ、適當の塔廟を建設し、謹て奉安の誠を致し、以て永遠に供養し奉らんことを欲し、此の趣旨に戻らざらんことを願へり。

然に何ぞ凶らん世間の新聞、既に此事に關して種々の論評を試み、且つ好ましからざる否な甚だ厭ふべき事実あるが如く伝へり。今其の一を転載すれば左の如し

▲第二 新聞記者の予報

前項に云ふ新聞記事の一は左の如し

●○○寺僧侶の山仕事

(報知新聞本年三月二十八日)

(前略) 愈々暹羅国より仏骨を得て歸る事とならば、予め打電してこれを報じ、全国幾万の信徒を京都に集め盛なる奉迎式を挙行する手順にて、先年の奠都祭の如き大騒ぎをなし信徒の寄附金を募集せば、少くも百万円は立ろに集るべく。又独り○○派のみならず、苟くも仏教徒たるものは宗派の異同を問はず、進んで相応の喜捨をなすべしとの胸算用なれば、今参万円の往復費用を投ずるも差引何のことかあらむとの意気込なり。なほ此狂言にして甘く當れば、唯に財政の紊乱を濟ふに止らず、○○派○○寺の名海外に振ふこと故、さしづめ岩○○を○○の格に進め常に海外視察を為さしめ年参千円宛の手當を為すべしとの契約あり。岩本はこれぞ千歳の一遇と喜び勇んで此二三週間は夜も碌々眠らず。大○○、野○○の兩人を暹羅公使に面会せしむるなど画策怠りなくいよ／＼五千円を投じて書画、骨董、刀劍武器、友染縮緬等の土産物を調べて先発し、来四月十日頃○○○○は布教使大僧都○○○外二十余名を引連れて出発する由にて、回国に上陸するや『大日本帝国仏教○○○寺特使』と書したる大旗を押樹て、首都盤谷府に乘込むことなるが、先づ岩○○が礼を厚ふしたる贈物を持參して大袈裟に吹掛け置く処へ、此の仕組なれば暹羅国の當局者もマシマと彼等が計略どほりに一杯喰はざるべし。目下東京駐在暹羅公使館の通訳山○某は先年岩○と共に暹羅旅行をなせし男にて、巧に暹羅公使リー男爵に取入り○○○寺は日本仏教界に於ける覇權を握れる宗派なれば、帝室政府と雖も○○○寺を左右すること

は難き程の勢力あり。現に第十四議會に於ても、貴族院が元來政府のお味方議院のみなるにも拘はらず宗教法案を否決するに至りしは、即ち其一證なり。此の如き有力の宗派に仏骨を贈るは、暹羅国の名譽なりと説き付けしかば、ソー男爵は深く之れを信じ、同国政府の各大臣に紹介状を發するに至れり。男爵は同国の陸軍中尉にて貴族中最も勢力ある人なれば、無論仏骨は○○○寺の手に得られるべきが、山○某が○○○寺を過賞するに事を欠き、帝室の尊嚴をも傷けむとしたるは不埒千万の至りといふ可し。兎に角事のかく運びたるも○○○等が得意の贈賄手段の致す所にして、敢て怪むに足らざるが既に我が政府の當局者と彼の政府の當局者間は前記の如くなれば、稲満公使もまた如何とも為すこと能はざる可く計畫通り実行せらるゝは、推して知るべきのみ。然るに此の事を漏れ聞きたる○○○寺は、○○○派に於て仏骨奉迎を名として各宗の間に勢力を張り併せて多額の寄附金を募集せしむるは、○派の為め頗る不利益のみならず、其勢力に關すること大なりとて、京都本山より○○○○○○の○氏に訓電を發し○○○○に繼り、反対の運動を始めたる。最早手後れとなりて○○○派に一着を輸せるなり。昨今○○○派の軍師○○○○等の運動者が日本橋の料理店菊隅を集会所となし、盛に運動し居る有様は宗教法案に、次での一小奇觀なり。偕て愈々特使○○○が彼地に渡り仏骨を受取りて帰朝の暁には、○○○寺より各宗管長に交渉して仏骨奉迎式を挙行し、併せて京都に地を卜して大伽藍を建立せんとすることなすが、各宗管長果して此の事に賛成するや否やは未定の問題な

り。既に一方に於て○○○寺の反対あれば、○○○寺の遣方にして非常に巧妙を極むるにあらざれば、○○○寺は独力を以て此事を断行せざる可らず。又九千六百有余の末寺が巨額の醜出金に堪るやは、今日より大に憂慮す可き事共なりと心ある○○○派の役僧は物語れり。此の事に関しては、在朝在野の元老をも手を廻はして説き、伊藤侯大隈伯板垣伯等の意見を叩るに、其帰する處は各宗一致して日暹兩國の關係を仏教を以て深厚にならしむべしとのことなるが、○○○寺が能く其大任を全うし得るや否や、暫く刮目して成行を見ん。

前項転載の報知新聞記事たる、無論無根の捏造説たるに相違なければ、吾人一たびは記者其明に乏くして事実を誤るの甚きを笑ひ、一たびは新聞記事の誤謬を伝るが為め、世を傷ふの弊を歎きたりき。而して此の記事が、去る三月の事にして未だ各宗派會議を開かざるの前に於て、早くも彼れ記者の筆に上るに至ては、其の記事の敏活なるに驚きたりき。然れども仮令其の報道せる事實が、事実にあらざる無根の記事なるにせよ、彼れ記者をして、僧界の墮落せる此の如くなるものとして想像せしむるに至ては、是れ誰れの罪なるや、僧界自身の現状彼れをして此の想像をなさしめたるものと謂はずんばあらず。吾人はに至て慚愧に堪へざるなり。

然りと雖も、此の誤謬の而かも無根の新聞記事が、幾分か事実らしく後に至りて各宗派會議の原案となりて出でたるに至ては、吾人は呆然として辞なきに至りたりき。

▲第三 四月の各宗派会議（其一十三日議）

一 積尊御遺形奉迎の件に關して、最初の各宗派會議は四月十三日洛西花園の妙心寺内竜泉庵にて開かれたり。

一 議長は例に依て前田誠節氏當撰し、先づ協議案として左の甲乙二案は出席委員に配布せられたり。

（甲） 積尊御遺形奉迎協議案

一 帝國仏教徒各宗派は奉迎の爲め、正使一員副使二員を選舉し暹羅國へ派遣せしむる事

但出発は、便船の都合により本月十八日とす

一 各宗派は暹羅王陛下、同国外務大臣、稻垣公使に宛書面を寄贈し兼て正副使に關する信任状を呈すべき事

一 各宗派は暹羅王室及其他に物品を贈呈する事

但物品の価格は合て金壹千円を程度とし、物品の選択は正副使の協定に一任すべし

一 各宗派は其宗派毎に奉迎委員一員を選定し、奉迎に關する事件を取扱はしむべき事

但選定委員の姓名住所は本日若くば明日中に通知せられたし

一 積尊御遺形奉安所及奉迎事務所を設置する事

但當分京都市下京区妙法院前町妙法院とす

一 奉迎使派遣其他事務所に關する費用は奉迎委員に於て之を議定すべき事

前項の費用は一時借入金をして之を支弁し、償却方法は別途

に之を定むべし

一 御遺形仏事式典は大略左記の如し。其法要の施行方法は奉迎委員に於て之を協定すべき事

一 上陸會 長崎に於て之を行ふ

一 奉迎會 京都に於て之を行ふ

一 仮安置會 京都に於て之を行ふ

一 拝迎會 沿道各所に於て之を行ふ

一 拝瞻會 仮安置の後期日を定め之を行ふ

一 奉迎委員は御遺形奉安に付、左記各項の事業計画を協定すべき事

一 塔廟建設の件

一 同上建設地協定の件

一 右費用に關する件

一 撰定せられたる宗派奉迎委員は、其委員會の決議を其宗派内に実行することを努め各責任を悉くすべき事

（乙） 奉迎事務所略則

第一条 奉迎事務所を京都市妙法院内に置く

第二条 奉迎事務所は御遺形奉迎に關する一切の事務を処理する所とす

第三条 奉迎事務所に左の役員を置く

一 総 理 一 員

一 常務委員 十 員

第四条 総理は常務委員の議決に依り、碩徳を推選し常務委員

は各宗派員中より互選するものとす

第五条 総理は常務委員を指揮し事務を監督す

第六条 常務委員会の議長は総理之に當り、其議決は多数決に依る。可否同数なるときは総理之を決裁するものとす

第七条 常務委員は互選を以て左の事務を分担す

一 庶務

一 司計

一 議事

第八条 事務所に書記其他雇員を置く

第九条 常務委員の議決に依り、各宗派の委員總會を開くことを得るものとす

第十条 奉迎事務所は帝国仏教会発会式の時に至り、之を閉鎖

し其の事務を該会に継続するものとす

本派より委員として出席したる神根善雄氏は、甲案に就き左の如く質問を發したり

問、本案第一項但書に由るときは、奉迎正副使に當選なりたる

御方は本月十八日を以て出發する事と規定あり、十八日とは本日より四日の後に當る。原案者は、此の短時日の間に、

能く其の正副使となりたる人々が準備を終り、出發し得るとの御見込みありやと

答（原案者）実は〇〇派の新門主が御洋行遊ばざる趣にて、其の御出發期が十八日である、此の御遺形奉迎を其便宜に御頼み致したしとの考にて、此の原案をば作りたるものなり。故

に十八日出發にては奉迎正副使の出發準備に差聞るならんとの憂ひはなきなり云々

是れより神根氏其他より、猶ほ本案に対し質問ありたる末神根氏は左の如き動議を提出せり

本員は此の積尊御遺形奉迎協議案は各宗及び〇〇派、并に我派に取りて不利益なる点尠ならず。依て更に委員をして調査せしめ、今夏開かるべき各宗派管長會議に改めて提出あらんことを望む。其の理由如何となれば、先づ第一、本案は三四日の後ち、出發せしめんとて設けたる案にして、此の三四日の間に正副奉迎使を定め、定りたる以上は當撰の承諾を求めざるべからず。承諾をせられたる人々は、二三日の間に出發の準備を終らざるべからず。内地の旅行と違ひ、旅行券の下附をも願はざるべからず。内地と雖も今日立てよ、明日發せよと、急遽の事は應ずる者なかるべきに、況や海外万里の異域に向て、重任を荷ふて出發することに於てをや、身分卑き者にても之に應ずる者は難かるべきに、況や碩徳高僧たる方々に於てをや、畢竟出來ざる注文を為すの原案と謂はざるべからず。加之原案第六項に於ては暹羅皇帝陛下、同国外務大臣に贈呈する物品は、價格壹千円を程度として之を撰採購求すること、なし。之を奉迎正副使に一任すとあり。是れ亦た六ヶ敷き注文なり。果して三四日の僅少日子間に於て、適當の贈呈物品を撰採し得るとするや。決して出來ざること、云はずんばならず。是等の事予じめ準備を終りありて、唯だ形式を経るまでに、今日の會議を開か

れたるものならば、何をか云はん。然らずんば不可行的の原案なり。其は兎も角も、果して本案が其俛実行せらるゝに至ては各宗、并に我派、及び〇〇派に取りて不利益を見んとす。各員も御承知なるべし。前月末頃東京の新聞に〇〇の山仕事と題し〇〇派及び吾派、又は各宗の仏骨奉迎に関する記事を掲げたることを此の記事に依るときは（前項参照すべし）、〇〇派は仏骨を自己の宗派に横領せんことを企て、種々の奸策を旋らし、遂に其の奸策図に當り、甘く各宗を籠絡し、本派を制して、自己に勝利を占めたるが如く見ゆる。而して其新聞の云ふ所に依れば、已に贈呈物品も〇〇派之れが購求を終りたるが如し。奉迎の人も〇〇派に於て已に之を定め、準備は悉く〇〇派に於て調へ終はられたるが如し。然れども此の新聞記事は素り無根の捏造説にして、本員毫も之を信ぜず。併しながら若しも此の原案が其俛今日可決して之を〇〇派に依頼すること、せん乎。是れより彼の無根の記事を報道せる新聞は、世間の為めに、却て事実を報道したるものと認めらるゝこと、ならん。虚構の記事にてありながら、今日此の原案を其俛可決するに於ては、他日必ず該新聞の記事は事実なりしと伝へらるゝに至らん。果して然る乎。世間の新聞は〇〇派を以て遂に各宗を籠絡し終りたりと報道せん。各宗は卑屈にも〇〇派に服従したるものと見られん。吾派亦た敗れたりと見られん。此の如きは各宗の為めにも望まざる所なるべく、吾派の為めにも望まざる所なり。又た〇〇派の為めにも取らざる所なり。左れば〇〇派の新門主にして

「教海一瀾」における仏骨奉迎の記事について

果して奉迎使たらんとの思召あらば、本員共は雙手を掲げて賛成し御依頼するの真意なるも、其手續に於て尽さざる所あるときは、已むを得ず、直ちに同意する能はざるなり。是れ却て賛同して御迷惑を被らしめ奉るものなればなり。本員は飽まで、〇〇派に於て彼の新聞に伝るが如き、奸黠なる手段を旋らしつゝあることを信ぜず。彼の記事が誤謬を伝へて、〇〇派を傷ることを深く気の毒に思ふ。故に本員等は、彼の記事の果して無根たりしことを證するの方針を以て本件を議せんことを望む。是れ此の原案を以て〇〇派に取りて不利益なるものとなし、新聞の誤謬を眞実の報たらしむるものとする所以にして、更に委員に托して調査せしめ、他日の管長會議に提出を望む所になり云々。

是に於て、「他日の管長會議を待つときは、渡航の季候に差間へを生ぜん。原案の俛とすべし」などの議論も起りしが、結局神根氏より提出せし動議は理由ありと認められ、「管長會議を待つと云ふ点」を除き、原案を委員に附托し、来十八日までに調査を終り、十八日を以て更に會議を開くことに決したり。

（調査委員は神根、土屋、瑞岳、の三氏當選）

▲第四 調査委員会（四月十 妙心寺）

調査委員会に於ては、附托せられたる積尊御遺形奉迎協議案、并に奉迎事務所略則の二案を調査したり他に特別協議案（修正調査の条項は之を略す）をも調査したり

神根氏の發議に依り奉迎事務所略則案第十条（奉迎事務所は帝國

仏教会発会式の時に至り之を閉鎖し、其事務を該会に継続するものとす）とある一ヶ条を削除することに決す。是は未だ生れてあらざる。而かも各宗の協議に上り居らざる事柄にして、之を設立するの可否さへ定り居らざるものなれば、之を既定のもの、如く、発会式の時に云々と規定するは順序を飛超へたるものなればなり。

瑞岳惟陶氏の説に依り、此の第十条を削除したる上は、別に一の特別協議案を起さざるべからずとなし。之れに決したり即ち左案の如し

特別協議案

一 一積尊の御遺形を奉迎し及び之を奉安し、日本仏教者に於て永遠護持し奉らんが為め、帝国仏教会を設立し僧俗を問はず會員を募集すべき事

但帝国仏教会組織方法等は、之を各宗派管長會議に提出し議決を求むべし

（其他調査委員会の経過を記載することは之を省く）

▲四月第二の各宗會議

（十八日十九日 妙心寺）

調査委員にて修正したる一積尊御遺形奉迎協議案、奉迎事務所略則案、特別協議案仏教会設立の件、特別協議案御慶事献立の件の四案を議したり。

第一奉迎協議案に於て、曹洞宗の弘津説三氏より奉迎使に正副の段階を附するは不可なり。各宗各々独立せるものなれば、孰れか正たり孰れか副たるの差あらん。宜く正副の段階を除き単に奉迎

使とすべしと主張し、其説に決したり。其他修正の条項あるものを略す

次に奉迎事務所略則案を議し、次に特別協議案仏教会設立の件を議したる処、神根氏より左の廢案説を唱へたり

此の特別協議案を今日議定するは早きに失す。寧ろ議定の功力を見ざるなり。何となれば此の如き重大なる団体を組織せんには組織方法案を見るにあらずんば、可否を知るべからず、隨て之を議することを得ず。本案の如きは組織方法は後に議すること、なし。今は唯だ仏教会を設立すると云ふことのみを議定し置かんとす。是れ其の物柄の可否善悪の分からぬ前に、事を定め置かんとするものにて、定めんとするも定る能はざるものなり。故に本案は暫時廢案となし置き、他日の管長會議まで其規則草案を作り同會議に於て議すべきものなり。今は議すべからず。

弘津説三氏も同一の意見にて之を論じ、「其の規則書案の如きは管長會議に先たち各宗派寺務所に回移ありて研究の時日を与へられたし」と陳べしが、神根弘津二氏の意見は少数にて否決し、原案の如く決したり。

他の特別協議案も審議の上、議決したり。

▲第六 四月各宗會の決議

前項の會議に依り、決議となりたる各案を列举すれば左の如し

(一) 一積尊御遺形奉迎協議案

第一項 帝国仏教各宗派は奉迎使七員を選挙し暹羅國へ派遣せ

しむる事、但し宗派は真言、臨濟、曹洞、浄土、日蓮、本願寺派、大谷派の七宗派より各一員を選出し、出発日時は奉迎使協議の上之を定む○第二項 奉迎使は正使一員を置くことを得○第三項 各宗派は暹羅王陛下同国外務大臣、稲垣公使に宛管長連署の書面を寄贈し兼て奉迎使に関する信任状を呈すべき事○第四項 各宗派は暹羅王室及其他に物品を贈呈する事、但物品の価格は合て金壹千円を程度とし物品の撰択は奉迎使の協定に一任すべし○第五項 各宗派は其宗派毎に奉迎委員一員を撰定し奉迎に関する事件を取扱はしむべき事、但選定委員の姓名住所等は本日より五日以内に通知せられたし○第六項 積尊御遺形仮奉安所及奉迎事務所を設置する事、但京都市下京区妙法院前町妙法院とす○第七項 奉迎事務所に関する費用は奉迎委員に於て之を議定すべき事、前項の費用は一時借入金をして之を支弁し償却方法は別途に之を定むべし○第八項 奉迎使派遣の費用予算を定むること左の如し

一金壹万円

奉迎使派遣費

内 金千円

奉呈物品購入費

金七千円

奉迎使往復費

金貳千円

奉迎使予備費

以上費目は奉迎使に推薦せられたる宗派にて之を協議し一時立替へし

第九項 御遺形仏事式典は大略左記の如し。其法要の施行方法

「教海一瀾」における仏骨奉迎の記事について

は奉迎委員に於て之を協定すべき事

一 上陸会 長崎に於て之を行ふ

一 奉迎会 京都に於て之を行ふ

一 仮安置会 同 上

一 拝迎会 沿道各所に於て之を行ふ

一 拝瞻会 仮安置の後期日を定め之を行ふ

第十項 奉迎委員は御遺形奉安に付、左記各項の事業計画を為し宗派会議に提出し決定すべき事

一 塔廟建設の件

一 同上建設地撰定の件

一 右費用に関する件

第十一項 奉迎使に推薦したる各宗派に対しては、當会より代表者を以て之れか請願を為すべき事

(二) 奉迎事務所略則

第一条 奉迎事務所を京都市妙法院内に置く

第二条 奉迎事務所は御遺形奉迎に関する一切の事務を処理する所とす

第三条 奉迎事務所に左の役員を置く

一 総 理 一員

一 常務委員 十員

第四条 総理は常務委員の議決に依り碩徳を推選し、常務委員は各宗派委員中より互選するものとす

第五条 総理は常務委員を指揮し事務を監督す

第六条 常務委員の会議長は総理之に當り、其議決は多数決に依る。可否同数なるときは総理之を決裁するものとする

第七条 常務委員は互選を以て左の事務を分担す

一 庶務

一 司計

一 議事

第八条 事務所に書記其他雇員を置く

第九条 常務委員の議決に依り、各宗派の委員總會を開くことを得るものとする

(三) 特別協議案

一 皇太子殿下御慶事に付、各宗派奉祝献品を為し管長連署総代を以て祝詞を呈し、之れが献納を為す事、但し議長指名を以て各宗派より委員五名を選定し、献納物品の選択及び之れに關する諸般の事項を委托する事

(四) 特別協議案

一 釈尊御遺形を奉迎し及び之を奉安し、日本仏教者に於て永遠護持し奉らんが為め帝国仏教会を設立し、同会組織方法等は之を各宗派管長会に提出し議決を求むべし

▲第七 奉迎事務所

(管長会議原案起草)

前項の決議に依り奉迎事務所は開かれたり、総理一名、常務委員十名、は奉迎事務を執ること、はなりぬ、

総理は妙法院門跡村田寂順僧正、常務委員は蘭光輶(天台)

小林栄運(真言) 後藤闡提(臨濟) 有沢香庵(曹洞) 青井俊法(西山派) 名和澗海(本派) 土屋觀山(大派) 三原俊榮

(興正派) 田村豊亮(日蓮) 河野良心(時宗) の諸氏なり

常務委員諸氏は規則に照らして奉迎の事務を執らるゝ中に、彼の今回の宗派會議に於ける仏教会設立の規則草案をも起草したり。

此の起草を常務委員にて為すに當り、左の如き原案を編製せんとて某々派の委員諸氏は之を提出したり

仏教会々則草案

一金壹千円を全国より募集する事

一本会は仏教を以て国家の大本を維持し国民の性格を等一ならしむるを目的とす

一 御遺形を奉安するが為め十町四方の地所を購求し、中央に十層の塔廟を建設する事、而して四隅に学校、病院、図書館、感化院を建設する事

一 会員は男子五拾錢、女子貳拾五錢、入会の節出金せしめ且つ毎年五錢宛掛金をなさしむる事

一 塔廟は七ヶ年を期し壯大堅牢を主として百五拾万円を以て建築する事

一 会員募集の為め出張する者には一日金五円の日當を給し、入会の人員に応じて会金百分の五の手数料を給する事

(右は趣意摘要)

此の草案を一見して、本派の名和澗海氏は一驚を喫し、其の無責任の狂態を露出せるものとして、深く痛歎したり。而して其の綜

理たる村田門跡に於ても、此の草案の余り壮大に失し世間嘲笑の種となるを歎き、再考あらんことを望まれたり。而して其の起草会議に際し、名和氏より「如何なる方法に依り壹千万円の金を得る見込みなりや」と質問を始め種々衝突の点を指摘したる末、提出者も出放題を差控へ、遂に壹千万円と云ふ金額を隠し、先づ第一期に於て百五十万円を募ることゝなし、左記の如き原案を作り（各宗派管長会議の項に記載す）、各宗派管長会議に提出することゝはなりたり

吾人は此の如き狂気じみたる草案を見て、各宗派が往々自己の堂宇の修繕さへ手の廻り兼ねて、門柱朽ち屋宇漏るも如何とも為す能はざるものあるの中に在て、一躍して壹千万円の金を得んとは、自家撞着の振舞として世間の為めに笑草とならんことを恐る、左なきだに既に東京其他の新聞に於ては、御霊骨を種として山仕事を為さんとする事を予報し居るの今日にして、此の如き、草案の現はるゝとは世の濁悪に移りたるの致す所とは云へ、余まれも残念の事ならずや、吾人は教界の為め又た社会の為めに長大息に堪へざるなり、

特に此の草案中に「會員募集として地方に出張する者には一日金五円の日當、会金百分の五の手数料を給す」とあるは何事ぞ。僧侶として一日金五円の日當を給するも、過分なるに其上募金の割前を給せんとは、実に世間より御遺形奉迎の美名の下に、金取主義を実行するものと非難せらるゝも吾人は之を弁疏するの辞を知らざるなり

「教海一瀾」における仏骨奉迎の記事について

▲第八 各宗派管長会議（其一）

前項奉迎事務所に於ける常務委員が起草したる帝国仏教会々則案（一）同上施行細則案（二）参考案（三）は之を各宗派管長会議に提出し、其議決を求むべき筈にて、同綜理村田寂順門跡は左の通知召集状を各宗派に発せられたり

本年四月二十日各宗派会議の決議に依り、来る六月五日より三日間京都花園妙心寺内竜泉庵に於て各宗派管長会議開会致候間、該日午前九時迄に御出席相成度、此段御通牒候也

积尊御遺形奉迎事務所

明治三十三年五月三十日 総理 村 田 寂 順

此の召集に応じ出席したる宗派は、天台（寺門派を除く）真言、西山派浄土宗、曹洞、臨濟（建長寺派門を除外）黄檗、真宗（越前二派を除く）日蓮（法華宗、本門宗、本妙法華宗、顕本法華宗、本門法華宗、不受不施派を除く）時宗、融通念仏宗、華嚴、律宗にして、議長には橋本峨山氏、副議長には土宜法竜氏當撰し、本派よりは管長代理として近松尊定氏、委員として菅田実言神根善雄二氏出席したり、第一日（五月）は議長選挙及び第一号案質議にて終はれり。而して其議案は左の如し

第一号議案

○帝国仏教会々則

第一条 本会は帝国仏教会と称し本部を京都市に置き支部を各地方に設く

第二条 本会は仏教を以て国民固有の道徳を涵養するを目的とす

第三条 本会は本会の目的を達せんが為め順次左の事業を起す

一 大雄殿の諸建築

二 教育事業

三 慈善事業

第四条 前条各項の起業方法は別に之を定む

第五条 本会は左の会員を以て組織す

一 顧問員

一名譽会員

一 特別会員

一 正会員

一 随喜会員

第六条 顧問員とは本会役員会の推選に依り承諾を得たる者、

名譽会員は金百円以上を喜捨せし者、特別会員は本会へ金拾

円已上を喜捨せし者、正会員は金壹円已上を喜捨せし者、随

喜員とは心分の金品を喜捨せし者を云ふ

但相當の資格ある者に限り、特に総裁より名譽会員及特別

会員に推選することあるべし

第七条 前条会員の徽章及会員證は別に之を定め、本部より之

を交附す

第八条 本会は会務処理の爲め左の役員を置く

支部に関する規則は別に之を定む

一 総裁 一人

一 理事 十人

一 司計 二人

一 書記 若干人

第九条 総裁は各宗派選出の委員、総会に於て推選し、理事は

各宗派選出の委員中より之を互撰す

第十条 前条役員 of 服務規則は別に之を定む

第十一条 本会々議は各宗派選出の委員を以て之を組織す

第十二条 會議は定期臨時の二種に分ち、定期会は毎年一回之

を開き、臨時会は緊急必要がある場合に之を開會す

第十三条 本会の會計は司計之を担任す

第十四条 金銭の出納は特約銀行を経て之を取扱ふ者とす

第十五条 本会經費の予算は委員總會に於て之を議定し、結算

は毎年一回之を報告す

附 則

第十六条 本会々員中特別の功勞あるものは、各宗派に通して

相當の待遇を爲すべきものとす、待遇法は別に之を定む

第二号議案

帝国仏教会施行細則

第一条 本会々員募集の爲め勧誘委員若干人を各宗派より選出

する者とす

選出委員の数は集議所規則第四条による

第二条 勧誘委員には本会総裁より囑托状を交附し、其の姓名

を各派に報告すべし

第三条 勧誘委員は本会事務所に会同し、一定の方針を定め派

出すべき者とす

第四条 各宗派は該の門末一般へ対し、勧誘委員に便宜を与ふべき旨訓示すべき者とす

第五条 勧誘委員派出期限は一方面約一ケ年とす、一組二人以上を以て左の方面を担任せしむ

- 一 鹿兒島県 一 宮崎県 一 熊本県 一 長崎県
- 一 佐賀県 一 福岡県 一 大分県 一 山口県
- 一 広島県 一 岡山県 一 兵庫縣 一 鳥取県
- 一 島根県 一 大阪府 一 和歌山縣 一 香川県
- 一 愛媛県 一 高知県 一 徳島県 一 京都府
- 一 奈良県 一 滋賀県 一 岐阜県 一 長野県
- 一 山梨県 一 茨城県 一 福島県 一 宮城県
- 一 栃木県 一 秋田県 一 三重県 一 静岡県
- 一 東京府 一 富山県 一 福井県 一 石川県
- 一 神奈川縣 一 埼玉縣 一 新潟縣 一 山形縣
- 一 青森縣 一 千葉縣

第六条 会員第一期の入会者は總計百五十一万二千人を募集す

第七条 勧誘員は其の担任地に於て領取なしたる金員百円に達する毎に、会員の姓名簿及金額を明記し本会へ郵送すべし

第八条 帝国仏教会の発会式は明治三十四年四月之を行ふ

但日時は別に之を定む

第九条 本会々計整理の爲め会計顧問を置くことあるべし

第十条 本会の創業費中へ金貳千円借入すべし

○参考案

設計要旨

第一期 事業

大雄宝殿建築工事

一 入会者凡百万人に達するを待ち、大雄殿並に附属物の建築に着手すること

二 建築物は壮大堅牢にして永遠に保存し得べき範圍内に於て之を計画すること

三 該工事の落成期は凡七ケ年間とす

第二期 事業

教育事業

第一期事業結了を告たるときは、更に会員中より喜捨金を募集し、凡見積立たる時を待ち起業に着手すべし

第三期 事業

慈善事業

第二期事業結了を告たるときは、更に会員の喜捨金を募集し、凡見込の立たる時を待ち起業に着手すべし

第一日^{五月六日}に於て議案配附あり、第一号案第一読会となるや、日蓮宗の田村豊亮氏よりは「本案は会員には唯だ金を出させるのみ、仕事は我々僧侶にて之を爲す、金を出させるを以て会員となし、仕事は彼等に爲さしめず、と云ふが如き規定の如し、甚だ了解に苦しむ」と質問し、神根氏よりは「村田総理の召集状に依れば、四月二十日各宗派会の決議に依り開会すとあり。而して四月

二十日の決議なるものを見るに曰く（「積尊御遺形を奉迎し及び之を奉安し日本仏教者に於て永遠護持し奉らんが為め帝国仏教会を組織云々」とあり。然らば帝国仏教会なるものは御遺形を奉迎し、且つ奉安する為めに設くべき会にあらずや。果して然るときは仏教会の目的をば、之に適ふ如く規定し、事業の規定の如きも同く之に適はしめざるべからず。然に其の目的に於けるや、国民の道徳を涵養すと云ひ、其の事業に於けるや、建築の外に教育慈善等諸種の事業を掲げり。原案者は斯の如き規定なるも四月二十日の決議に達せずとの見込なりや、御説明を聞きたし」と質問し、原案者頗る説明に苦みたるの状ありき。而して此日は弘津氏の請求もあり。神根氏より第二の質問をなしつゝある際、議長より散会を宣告す

▲第九 各宗派管長会議（其二）六月六日

社会今日の腐敗は百鬼暗夜に横行するに異ならず、此の腐敗の社会を救済すべき任ある僧侶亦た其任を忘れ、却て社会の腐敗の爲めに吸引せられ、好んで其の渦中に投じ、相共に腐敗を製造しつゝあるとは、墮落も其極に達したるものと謂ふべし。若し苟も社会救済の上に向て光明を与ることを期せんとならば、何ぞ必ずしも広大天を摩するの殿堂に限らんや。何ぞ必ずしも燦爛眼を眩せしむるの美観に限らんや。世間争ふて物質的外觀を競ふ。而して僧界亦た形式的虚飾に傾く、今の僧界は恰も薪を抱て火を救はんとする者に似たり。救はんとする者先づ焼かれん、今回積尊の御遺形を奉迎するに於けるや、僧界真に世を度し人を濟はんとす

るの真心あらば、衆に先んじて奉迎の誠意を表し、以て腐敗濁亂の社会に於ける一線の光明たらんことを期せざるべからず。特に千載の一時として靈骨を迎へ奉るに於ては、飽まで世尊の恩徳を奉戴し、之に報ひ奉ずんばあらず。故に今回の盛事に真意を致たさんには、僧侶先づ殿堂の建築を荷ひ、他に先んじて之を果たすべし。此の如くするに於て、何の会か組織の要あらん。一寺院壹円若くは貳円を投ずるときは全国七万の寺院にして立どころに十五万の建築費を得ん。此の如くにして、殿堂を建築し、自ら奉安の責務を終らんか。事々しく、御遺徳を顕揚すと公言せずとも、自然に顕揚の実を仰がん、故らに国民の道徳を涵養すと絶叫せずとも自然に涵養の功を奏せん。然に事茲に出でずして、自ら奉ずること薄くして、他をして厚く奉ぜしめんと欲し、己れに修むる所なくして、人をして修めしめんと欲す。顛倒も亦た甚しからずや、本派に在ては予ねて門末一般に服膺しつゝある如く、自信教化の順序を守り自行を全うして化他に及ぶの趣旨なれば、今回の事に対しても此の趣旨を実行せんことを欲し、之を事実の上に見んことを務めらるゝものなれば、前項に掲げし原案の規定には同意せられざる事無論なりき。然れども御遺形奉迎の盛事に際して、各宗と意見協はず、相分るゝことは如何にも残念のことなれば、勉めて合同せんと欲し、能ふ限りは讓歩して、相共に奉迎の重任に當らんとはせられたるものなり。左れば今回の管長会議に於ける歩一步彼等の云ふ所に譲り、交渉合議に従はれたるものとす。左に交渉会の経過を報ぜん

(交渉会)

第二日六日は前日質問等にて、議論纏り難く見へたるを以て、朝来交渉会を開くこととなし、出席議員中より十四名を撰びて、之に當らしめ、以て本案通過に利便を図りたりき、其の交渉委員は左の如し

中村 勝契 岩崎 元随 靈群 諦全
織田 雪巖 瑞岳 惟陶 稲葉 元厚
松原 深諦 神根 善雄 田村 豊亮
河野 良心 黒田 覚州 雲井 春海
児門 賢象 古泉 惟信

交渉会にては議論多岐に涉りたるも、結局甲乙二派に分れたるもの、如し。而して甲は本派、曹洞、日蓮、及び真言にして、乙は其他の委員にてありしと云ふ。今甲乙の論ぜし所を聞くに

(甲) 仏教会など云へる会を起すの必要を見ず。奉安殿堂の建築は建築事務所を起して之を為さしむれば足れり。何ぞ会を設くるの要あらん、故に此の趣旨を以て原案を改むべし

(甲) 仏教会と云へる大なる団体を組織し、国民固有の道徳を涵養す杯と絶叫し、種々なる事業を為すものを作ると云ふは、人をして政治的意味あるかの如く誤解せしめんも計り難し。中途にして進退に苦むことを生ぜん故に第二条第三条の如き規定は不可なり

(甲) 原案の如くせば金をば会員に出させて、仕事をば僧侶がすると云ふ。余り我れ〜に勝手の善過ぎる規定なり。会員

は唯だ金を出たして畏るのみと規定し、何事にも容喙の出来ざること、するは不可なり

(甲) 今回の如き盛事に際しては他人より金を募るよりも僧侶自身に之を荷ひ、以て相當の殿堂を建ること、すべし。世間色々の批難を試むるものさへあり。僧侶にして国民の道徳を養成せんと欲せば、僧侶自身にして先づ道徳の標準と為らんことを要す

(乙) 建築事務所の説は一応最も如くなるも、寺を建るから金を呉れと云ふが如き、従来の堂宇建立を遣るが如き仕掛けにては、金は集るものにあらず。集りた所が、何程の額にも上らざるべし。故に勧進帳を提げて廻るか如きことは同意する能はず

(乙) 仏教会としては人に疑はるゝ、故障が入るかも知れぬとの説あるも、故障が入りても差支へなし。打てば必ず激するものなれば、却て事を挙ぐるの助けとなるべし。故障の入ることは決して意に介するに足らず。故に原案の如くすべし

此の如く甲乙反復、論ぜしも議纏らず、猶ほ熟議せし末互に歩を譲らんことの說出づ

(甲) は会を起すことに歩を譲り (乙) は仏教会の組織を後にすることに歩を譲り (甲) は奉安会と名け奉安のこと當らしむべしと云ひ (乙) は第三条の規定は如何に変ずるも第二条の目的を變ずるなくんば可なりと云ふ、

是に於て甲乙との交渉粗ほ纏り、御遺形奉安会として殿堂建築に

従はしめんことを申合ひ、議長に対し之を報告し終りたり。然るに或る派の委員より不同意を申立て一旦決したるも更に再び交渉を始め、其の結果左の如く決定せり

会名は仏教会とせず、大雄会等適切の名を用ひ其の第二条目的を「大雄殿を建設し国民の道徳を涵養す」と云ふの趣意となし、第三条は之を取除くべき事

(本議 会)

此の如く決定して後ち、本議会は開かれたり。本議会に於ては議案全体を七名の委員に附托調査せしむることとなり。中村勝契、小林栄運、弘津説三、瑞岳惟陶、神根善雄、土屋観山、田村豊亮の七氏委員となり。原案者と共に翌日之を調査することとなり。此日は散会せり

▲第十 特別委員会、修正案 (六月七日)

前項の決議に依りて、翌七日開かれたる特別委員会は日没に至て終り、左の如く決したり。即ち委員の修正案にして、翌八日原案に供せられたるものとす

○第一号議案

日本大菩提会々則

第一条 本会は日本大菩提会と称し、本部を京都市に置き支部を各地方に設く

第二条 本会は積尊の遺形を奉安し、其聖徳を掲揚し国民の道義を涵養するを目的とす

第三条 本会の目的を達せんが為め順次左の事業を起す

起業方法は別に之を定む

第一期 覚王殿建築

第二期 教育及慈善

第四条 本会の会員を分て左の四種とす。会員待遇方法は別に之を定む

一 名誉会員 (本会職員会の推撰による者
又は金百円已上を喜捨したる者)

一 特別会員 (本会職員会の推撰による者
又は金拾円已上を喜捨したる者)

一 正会員 金壹円已上を喜捨したる者

一 随喜会員 応分の金品を喜捨したる者

第五条 会員の徽章及證票は本部より之を交附す

第六条 本会は各宗派管長を推戴して名誉会監とす

第七条 本会は会務処理の為め左の職員を置く。職員の仕事規

則は別に之を定む

一 理事長 一人

一 理事 十人

第八条 理事は本会々議に於て委員中より之を互撰し、理事長は理事の互撰を以て之を定む

第九条 本会に監事三名を置く其撰出法は前条に準じ

第十条 本会々議は各宗派撰出の委員を以て之を組織す

第十一条 会議は定期臨時の二種に分ち、定期会は毎年一回之を開き、臨時会は緊急必要がある場合に之を開く

第十二条 現金の出納は特約銀行をして之を取扱はしむ

第十三条 経費の予算は本会々議に於て議定し、決算は毎年定

期会に報告す

第十四条 支部に関する規則は別に之を定む

○第二号議案

日本大菩提会施行細則

第一条 本会々員募集の爲め勧誘委員若干人を各宗派より選出す。其員数は従來の慣例に依る

第二条 勧誘委員には本会より囑托状を交附し、其姓名を各宗派に報告す

第三条 勧誘委員は本会本部より一定の方針を示し派出せしむ

第四条 各宗派は勧誘委員に便宜を与ふる爲め門末一般に対し訓示するものとす

第五条 勧誘委員派出期限は一方面約一ヶ年とし、一組二人以上を以て各府県を分担せしむ

第六条 勧誘委員は其担任地に於て領収したる金員百円に達する毎に、金員の姓名簿及金額を明記し本会へ郵送すべし

第七条 本会の発会式は明治三十四年四月之を行ふ

○第三号議案

起業順序

第一期事業

覚王殿建築工事

一 入会者凡百万人に達するを待ち、覚王殿並に附屬物の建築に着手すること

二 建築物は壮大堅牢にして永遠に保存し得べき範囲内に於て

之を計画すること

三 該工事の落成期は凡七ヶ年間とす

第二期事業

教育及慈善

第一期事業終了を告たるときは、更に會員中より喜捨金を募集し、凡見込み立たる時を待ち起業に着手するものとす

▲第十一 各宗派管長會議（其三）（六月）

前項委員に於て調査したる修正案を更に原案となし本會議に付すること、はなりぬ。初めに修正委員より修正の理由を開陳し終るや、先づ松原深諦氏は質問を提起して、左の如く陳へたり

此の修正案を見るに前日交渉会に於て、纏りたる議に反せり。

本案は唯だ仏教会の会名を大菩提会と改めたるに過ぎず。其他幾分の文字を換へたる所なきにあらざるも、其精神に至ては仏教会と毫も異なる所なきにあらざるや。前日夕陽まで取蒐りて交渉したる結果、修正委員に附托したるものなるに、斯く交渉会の議を棄てられたるは何故なるや。交渉会に在て、我々は建設事務所を設る事を陳べ、尋て奉安会とする事までに折合ひ、而して其会名をば大雄殿とするも差支なきまでに同意せるも、決して其精神を旧の如くにせんことに同意したるものにあらず。否な啻に本員のみならず、交渉会全般、みな一致して纏りたることならずや。而るを修正委員に於て之を変じ、旧の精神に復せられたるは云何云々

是に於て修正委員と同氏との間に數番の問答ありたるも要領を得

ざりき。而して議場の氣勢、今日に至ては前日の如くならず。本派其他一二派の外、敢て抗議する者なく、原案を可とするもの、如し。逐条審議に及ぶや、第一条第二条とも立どころに原案に決したり

既に第一第二の条項にして原案の如く決する以上は、第三条以下亦た原案を可決するや予知するに難たからず。果して然るときは本派の出席諸氏は、議席に在りて議事に与かるも其詮なしと思はれたるも、猶ほ忍んで着席し、本派の菅田実言氏は第三条に關し試に左の動議を提出せり

第三条 本会は左の事業を為す

一 覺王殿の建築及び維持

此の如く修正の動議を提出する所以は、第一四月二十日の宗派会の決議に遵ふに在り。第二前日交渉会の趣意に遵ふに在り。

四月二十日の決議に於て、既に御遺形を奉迎し及び奉安する為め、仏教会を設立すとある以上は決して他事に涉るべからず。

又た前日の交渉会に於て、第三条は削りて建設の事を第二条に加へ第三条は削除せんとまで纏りたること故、其意に従はざる、是非とも第三条をば右の如く改めざるべからず云々

是に於て甲論乙駁、数回論弁ありしが、議の纏り兼ねるの傾きあり。議長は暫時休憩を宣告し、再び開議したるが、到底本派の意見は容れられざるの形勢を顕はせり。依て神根氏は第三条を論ずるに托して、本案全体に關して同意し難き理由を列挙し、演説を為したり。議長は其の演説の中間に於て、「総体論は逐条を議す

るに當りて陳べらるゝの必要なし」と再度まで注意を加へ、神根氏は「本条は本会設立の根本を規定せるものなれば、勢ひ総体に涉りて論せざるべからず」と抗し、其の主義を演述し終りたり

(神根氏が本条より延るて本案全体に同意する能はずとして論じたるは、長き演説にして今一々茲に記するに遑あらず。且つ改めて此処に記載せずとも、本派が本件に就て取らるゝ所の意見は、前号の誌上并に上來屢々記載したる所と、次に記する所の管長御代理よりの御申入案とに照らして、之を觀るときは、最も明白なれば今一々記載せず)

此く動議を提出ありたるも、會議は遂に之を否決したり。此の時本派管長御代理近松氏には、「意見の納れられざる以上は、到底本案に同意を表する能はず。是れより退席す」と議長に告げ退席せらる

是れより議事は一瀉千里の勢を以て通過し、概ね原案に決したり
(上來仏教会設立案より大菩提会設立案に關する各宗派管長會議議事を記し終る)

▲第十二 大菩提会加入謝絶

前項の如く、本派の意見行はれざるに付、素り一致して大菩提会に加入し得らるべき筈なし。御遺形の奉迎奉安には同意なるも、大菩提会設立の件には賛成し能はず。依て已むを得ず、左の如く加入謝絶の義を申入れられたり

○

今般各宗派管長會議に於て大菩提会を組織し會員を募集し積

尊御遺形奉安の殿堂建設等の事業企画可相成段議決有之候処
本派に於ては殿堂建設の義者無論賛成に付右費用之内へ本派
より金貳万円寄附可致候乍去大菩提会組織之義者断然同意難
致候条此段申進候也

明治三十三年六月十日

真宗本願寺派管長代理 近松 尊定

奉迎事務所総理

村田 寂順 殿

▲第十三 加入謝絶の趣旨

前項加入謝絶の御申入書の趣意は、彼の大菩提会設立会議の一部
に賛成せられたるにあらず。其の全部に同意せざることを申入れ
られたるなり。再言すれば奉迎及び奉安殿堂の建築は賛成せら
るゝ所なれば、其の建築費に対し金貳万円を一派本末の諸寺院を
代表して本山より寄附せらるゝ事とす。此は殿堂の建設費に寄附
あるものにて、大菩提会に寄附せらるゝものにあらず。随て本山
には一派を代表して大菩提会加入を謝絶せられたるものなれば、
派内門末にありては大菩提会に加入すべからざるものと知るべし

▲第十四 結論

嗚呼吾人は仏教各宗派の協同一致を企望して已まざりしに、事実
は企望を全ふせしむる能はざることゝなりたり。何ぞ其れ遺憾な
る、思ふに協同の事業は十分の慎重を以て挙ぐるにあらざれば終
りを能くするものにあらず。言ふは易く行ふは難し、吾人は言ふ
べくして行ふべからざる事業には、仮令ひ美名の下に挙るものと

雖も、之に賛同一致すること能はず。本派本山に於て、今回各宗
派の決議に同意せられずして、大菩提会の事業に加盟を謝絶せら
れたる趣意蓋し此に在らん。吾人は他日の悔を見るよりは、今日
の憾を忍ぶを以て可とするものなり

送藤島胆岳之暹羅序〔明治33年6月26日 第七十一号〕

山名 袋水

趙宋文文山死于節、後人獲其遺履、藏之宝匣、蓋慕其德也、謂之
好事者狂態可乎、大恩教主盛德、百千万倍于文山、而遺形之靈、
与遺履之卑、不可同倫而語、积尊之遺形、而存于今、則誰有不
欲尊奉之者乎、今茲、暹羅国王、介我公使、欲頒聖骨於日本仏教
徒、各宗相議、撰奉迎使、我真宗本派、以胆岳藤島君、充之、君
将行、余謹諗之曰、君德望才学、鬱冠于一派、此行必不辱其任、
独憂我奉仏之士女、多蒙昧者、知崇其影、不知奉其実、知仰其
形、不知信其真、奉迎之後、騷然狂然、果無論笑於外教徒乎、士
女猶可恕也、縉流而醇者、溺虚礼而忘本旨狡者乘蒙昧、而射俗
利、是甚可恐也、君子能慮其後、而制其宜、為賜洵大、雖然、縉
林可憂之事、豈止之乎、上者恃小康、銜尊大、下者逐名利、而陷
醜俗、君視而慨之、盍図救済之道、余嘗、読宋史、至中葉已降、
有慄然者、君主憤偏安、而無遠大之志、概自用而惡蹇諤之言、人
臣亦概、利一身而不顧社稷、上下之間尚虚礼、流文弱、優柔成
風、国力日衰、遂終于厓山覆没、方今我縉林中、豈為無類此者
乎、嗚呼豈為無類此者乎、

●御遺形奉迎使暹羅到着〔明治33年6月26日 第七十一号〕

各宗派の選出に依り、釈尊御遺形奉迎使となり暹羅国に向はれたる大谷派新門跡、本派藤島了穩、妙心寺派前田誠節等諸氏は本月十五日同国盤谷府に到着し、既に御遺形の授受を終りたる趣にて、十九日頃同府を発し帰朝の途に就かれたる由

●仏世尊御遺形奉迎〔明治33年7月11日 第七十二号〕

仏世尊御遺形は奉迎使一行の供奉に依り、客月十九日を以て暹羅国盤谷府を出発あらせられたれば、新嘉坡、香港を経て、本月十一日頃長崎港に御着の筈なり。長崎よりは予て熊本、門司、広島、岡山を経て、陸路御入京の予定なりしも、目下清国事變にて、上下を挙げて憂慮しつゝあるの時なればとて、更に長崎より海路大阪に直航することに改め、大阪にては天王寺に御休泊あらせられ、夫れより京都御着の筈なり。本山よりは長崎へ奉迎として熊谷広濟氏を差向けられ、大阪へは管長御代理として普照院連枝を奉迎に差向けらるゝ由なり

●藤島氏の仏国行〔明治33年7月11日 第七十二号〕

仏世尊御遺形奉迎使として暹羅国に向ひたる本派の藤島了穩氏には、盤谷府に着したる時、仏国行を命ずるの本山電報に接し、直ちに他の奉迎使一行と分れ、舳を転じて西行の途に就かれたり。此は来る九月仏国巴里府に開く、万国宗教歴史大会に参列するが爲めにして、同会の招請に応ぜられたるに在り

●新嘉坡通信〔明治33年7月11日 第七十二号〕

在新嘉坡 佐々木 千重

昨年本場創立の當時本港主要の新聞ストリートタイムスは「新嘉坡を改宗せんとす」の標題を掲げて、本場計画事業の一斑を世に紹介するや、附近の各地就中ピーナン、スマトラ、セレベス、ジヤバの都邑に散在せる同胞よりは、何れも出張布教を請ひ来り、亦外人よりも書を以て日本仏教の真相如何なる問題を齎らし来りし中、殊に當半島コーランポー市、英政庁属官ゼーアールナイズ氏の如きは、熱心に日本仏教々理を質問し来り、小生と数百哩の居処を隔てゝ、未だ一面識なきに通信以て我教徒の一人たることを誓ひ、爾来氏は日本漫遊の心勃勃として抑ゆる能はず。遂に今年五月下旬、意を決し同地より本港に出で、歐洲帰航船常陸丸に搭じ、既に我故国に向へり、定めし目下周遊中ならん。氏は志操高潔理想最も高く宗教心に富むを以て、今回旅行の目的も、重にも日本仏教の状態并共学制の概要を視察せんとするにあるが如し。次に小生目下の執務事業の一二に付き聊か申上候、本港は東西両洋の一大連結点たる上に、南北亦壕洲瓜哇或は暹羅緬甸等の諸国に通ずる焼点に當れるを以て、学者紳士商人政治家等、諸種の人物悉く此地に集散し、目下開会中なる巴里大博覧会而已にても本邦よりの渡航者実に其数夥たしく、一々是等の人々に応接するに、仲々下手な御茶屋的程の仕事充分手に余り候。教誨は毎月二回十五、二十八の両日を期し、在任同胞に対し、説教を為し、随意参拝の外人には施本を為し、或は法話を致し、或時は葬儀或

時は応招誦經、及説教等の業務にも日々追はれ居候。殊に昼間は九時より四時に至る迄で、附属学校三十有余の生徒中、女子部に對しては、単に読書習字算術の三科を施こし、児童男子部に對しては、内地の尋常高等小学の程度に、加ふるに英語の一科を厳にし、夜間は白人或は印度諸種の外人に對し日本語の研究會と、同胞有志青年に對する英語學研究會とを設けつゝあり。亦他に近來一団の青年天台學の講義會を余に開かれたしと迫りつゝ、既に其準備ありとかや。猶是等の外昨年琉球漂泊民來着の如き総て無錢者貧困者流の流浪物或は官用通弁等の如き、常に帝國領事館と本場とを煩はす次第に御座候。斯く小生は日夜寸時の間隙なく、

一人にて一時に先生、和尚さん、茶屋、お翁さん、又通弁やさん、の諸役を引受け、其繁務劇職大に困り果て候。乍去小生も尚此上教育伝道の二事業に關しては、充分擴張の方針を取り茲に駐在布教使の一兩名をも尚増加する場合には、通信伝道の上に更に地方信徒の希望を充たさん為め、附近の諸島に巡回布教の一事をも挙げん計画に御座候。実にく、世界の大西洋は扱て置き、太平洋の洋面にのみとするも我徒の教線を張り尽すには前途尚遠く艱難更に大ならん歟。

日本仏教各宗派代理仏骨奉迎使大谷派本願寺新門跡本派藤島了穩、曹洞宗日置黙仙、妙心寺派前田誠節、諸氏は六月六日午前九時博多丸にて本港到着、直に一行十八員ラツプルスホテルに投館せらる。當時小生は帝國中山領事と同時に諸氏を船上に奉迎せしが、本邦発航以來航海極めて静穩なりし為め、一行の諸氏各健全

にてましませしは、偏に至幸にてありける。此の日は小生前日の當港新聞に、右仏骨奉迎使來着の記事投書し置きし為め、外国のカゾリツク宗僧三五袖を連ねて、日本僧上陸の体を傍觀せんとて、早くより棧橋に頭はれ居りしが、何れも前きのセーロン奉迎使に比し、服装の異にして、其全体が寧ろ貴族的旅行なるに驚けるが如し。かくて右一行同ホテルに二泊、午前八時独乙船シंगाポール号に投じて、暹羅國の皇太子殿下（歐洲御留學より御帰朝の途次）と同船の好機會を得て、盤谷府に向け本港を解纜せり。

（以下省略）

（本山録事）

告示第十七号

門末一般

釈尊御遺形本月十九日京都御着輿被為遊候旨通知アリ

明治三十三年七月十四日 執行長 梅 上 沢 融

● 釈尊御遺形の御着〔明治33年7月29日 第七十三号〕

予ねて各宗派が奉迎使を派して御迎ひ申上げ奉れる釈尊御遺形は、本月十一日長崎港御着、同地曹洞宗皓台寺に上陸法會あり。十五日長崎御出發、十六日神戸御着、十七日大阪御着、天王寺に於て拝迎法會あり。十九日大阪御出發、同午前八時五十分、京都御着、東本願寺にて御休憩、午後烏丸通を北へ、五条通を東へ、伏見街道を南へ、七条通を東へ、妙法院飯奉安殿に御着遊ばされ

たり。各宗派管長又は代理より執事以下一般末寺僧侶まで夥しく奉迎して、最も盛んなりき。本派本山よりは長崎へは熊谷広濟氏を、神戸へは水原慈音氏外一名を奉迎の爲め差向けられ、大阪へは御代理として普照院連枝御出張相成り、外に本山役員の向も五六名出張せられたり。又た七条御着の節は、御代理普照院連枝を始め山内役員御出迎ひ申上げられ、東本願寺より妙法院に至るの行列には、御代理を始め山内役員市内及び府下近郡の僧侶並に上京の僧侶及び信徒等は列に加りて供奉せられたり

●積尊御遺形奉迎記要〔明治33年7月29日 第七十三号〕

新嘉坡に於て 藤 島 了 穂 報

此の通信は藤島氏より直ちに発すべきの所、起草の後ち同行の前田誠節氏に原稿を貸し、前田氏錯て之を藤島氏に復へすことを為さず。転じて奉迎事務所総理村田門跡に郵送したる爲め、迂回して之を接手せり。依て本紙に掲載を後るゝことゝはなりぬ

記 者 識

●第一 奉迎使盤谷府着

六月十二日午前十時奉迎使一行は、暹羅文部省より出迎の小蒸汽船に搭して、盤谷府に上陸せり。在暹日本公使館書記官書記生及公使館附警部等数名、奉迎使の便乗せる新嘉坡号迄、出迎ひせられたり。一行は波止場より馬車にて、先「パレスホテル」に着し、昼飯を喫し、正使大谷光演隨行長南条文雄二師、及家従下間

氏三名は直に公使館に赴き、同館に宿泊せられ、而して余及び前田、日置の三奉迎使は、東洋館に移り、光演師隨行の石川大草等十名は「パレスホテル」に留まりて、一行は三処に別れたり。余及び前田、日置の三奉迎使は、同日午後直に公使館を叩き、稲垣公使に面会し、大谷正使と打合の上、公使の誘導にて馬車を駆りて、文部外務陸軍の三大臣、及參謀總長を訪問せり。是夜稲垣公使は奉迎使四名及隨行長南条を請して晚餐の饗応を為したり。

●第二 巨利巡拝及文部大臣邸晚餐會

十三日午前十時文部大臣は、日本公使館に來りて、昨日奉迎使訪問の答礼を為せり。午後奉迎使の一行は、文部省書記官の案内に依り、盤谷府南方仏教新派の「ワット・プロンスリン」寺に抵り（新派は今を距る五十年前先王の創設に係る者にして、寺院の裝飾儀式並に僧侶の法衣等異なる所あり）釈迦の大像を拝し、高塔を縦覽し、尚ほ寺院内に設立する巴利語學校を巡覽せり。生徒百名計あり、他日僧侶たる可き候補者は勿論、苟も暹羅に於て紳士たる可き者は、巴利語を知らざれば其資格を有する能はず。恰も歐洲諸國學士が羅典希臘語を學ぶと一般なり。該學校は比較的清潔にして、西洋風の構造にして、教師は皆僧侶なり。日本仏教各宗の學校を以て之に比すれば、或は遜色なき能はざる可し。奉迎使は歸路工部大臣及盤谷府の知事を訪問したり。此夜稲垣公使奉迎使、及隨行南条、石川、大草七名は文部大臣の晚餐會の招きに応ぜり。大臣の邸宅には、日本提灯數百を吊し、煙火を打揚げ、又蘇音器を以て暹羅の時歌を發せしめたり。深更に及で旅館に帰

れり。

十四日午前各奉迎使は文部省吏員の案内にて御遺形を蔵する高塔を拝観し、帰路内大臣を訪問す

●第三 暹王謁見

十四日午後四時、宮内省より日本公使館へ廻はされたる三台の馬車に、各奉迎使及稲垣公使同乗し、隨行の僧侶も亦他の馬車に乗りて、宮門に入れば、近衛兵は左右に排列して、捧銃の礼をなせり。各奉迎使は宮内文部二大臣に誘はれて「グラントパース」に入れり。王宮は西洋流の石造にして、輪奐燦然として人目を奪ふ。巴里府の「チュルリー」「白耳塞」^{ウヰルサイヤ}の王宮、秦皇の阿房も蓋し之に過るなかるべし。然ども惜むらくは其規模の狭小なるのみ暫くありて暹王は鬪を拝して、履声高く軋りて出御し玉ひ、胸間に各国の勳章数個を帯び、盛装儼然威儀堂々、一見人をして仰視に堪へざらしめたり。王は大谷正使より順次に藤島、前田、日置各奉迎使に対して、握手の礼を行ひ玉ひ、而して大谷正使は暹王の優渥なる叡慮に依りて、今回日本仏教各宗派に対して、積尊遺形を分頒せらるゝ恩旨の辱けなき旨を拝謝せられたれば、暹王は直に暹羅語を以て数十分間の勅答を賜ひたり。其の態度の活潑にして威儀整齊、毅然として侵す可らず。音吐朗々満殿に透徹して真に謹聴す可きなり。勅語了りて文部大臣之を英語に口訳し、南条隨行長之を日本語に口訳せり。左の如し

仏世尊ノ神聖ナル遺形ノ一分ヲ受領センガ為メニ、始テ此国ニ來レル日本仏教徒ノ奉迎使ヲ見ルコトハ、朕ノ喜ブ所ナリ。且

「教海一瀾」における仏骨奉迎の記事について

ツ日本ハ暹羅ヨリハ遠隔ノ国ニシテ、制度習慣等或ル場合ニ於テハ異同ナキニ非サレドモ、尚同一宗教ヲ信スル所ノ同教国ナルコトヲ信認スルコトニ於テ、満心ノ歎喜ト満足ノ感情トヲ以テ刺撃サレタル熱心ノ程ヲ領解アリタキナリ。朕ハ仏教ノ先導者ニシテ且保護者ナルコトヲ承認セラレシ上ハ、奉迎使へ神聖ナル遺形ヲ分配スベキ幸福ナル義務ヲ尽スコトハ甚ダ喜ブ所ナリ。従前日本仏教徒ガ此神聖ニシテ真実ナル遺形ノ分配ヲ得ザリシハ、彼等ガ其一分ヲ得ンコトヲ欲望スベシト朕ノ識認セザリシガ故ナリ。今ハ此貴重ナル宝物ノ一分ヲ得テ、日本ニ安置シ、巡拝者ヲシテ其便ヲ得セシメントスル彼等ノ願ヲ信認セシ上ハ之ヲ手渡シスルコトハ甚ダ喜ブ所ナリ。

奉迎使ノ此国ニ來リ、且ツ普ク協同ノ利益ノ為メニ、開明ノ事業ニ倦怠ナキ尽力ノ程ハ、朕ノ感謝スル所ナリ。日本仏教徒ガ海外仏教徒ヲ熟知シ、一層交際ヲ深密ニシタル後ハ、日本仏教ノ益々隆盛ニ赴クコトハ、朕ノ最モ切望スル所ナリ。

謁見式了り、控間に於て宮内大臣は暹王誕生簿を把りて、各奉迎使をして出生の年月日を自署せしめたり。

●第四 御遺形授受

十五日午後四時祇園寺に於て御遺形授受式あり。各奉迎使、稲垣夫婦、奉迎使隨行諸員、及在暹日本居留住民等は既定の時間に先て、該寺に参集せり。文部大臣は英語の草稿を把りて朗読的演説を為し、然後暹羅新旧派の僧侶數十名椅子に倚り「パーツ」(宝珠形扇)を捧持して、巴利語の経文を誦し、誦経了りて文部書記

官は、小形の金塔を把りて大谷正使に授けたり。是に於て各奉迎使は文部大臣稲垣公使と立会の上、金塔を開きて靈骨を拝したり。(靈骨は曲尺三步程あり)各奉迎使は準備の如意宝珠形の金函に金塔を収め、更に錦囊を以て之を包み、二重の桐箱に封鎖して、前田奉迎使之を馬車に奉じて同乗し、一行は之れを供奉して日本公使館に帰れり。是夜各奉迎使は其の金函に封印を為し、帰朝の後各宗管長立会の上、之を開封することになせり。

●第五 内道場拝観

十六日午前各奉迎使は、文部省吏員の案内を以て、宮中内道場吉祥宝寺を拝観す。本尊は翡翠石釈迦の座像(長三尺計)にして、往昔隣国老嫗と戦ふて勝利を得たる分捕品なりと云ふ。其価値を論ずれば実に数億万円にして、暹国を挙ぐるも或は之に比するに足らざるなりと。又高數十丈の金塔あり、黄金を以て瓦となし、珠玉を以て柱梁を飾り、金碧燦爛赫奕目を奪ふに至りては、世界希に観る所の者たり。加之数千の瑛珞風に触れて相摩し、鏘々然として音響を発する有様は、宛然として楽土に遊ぶの想ひあり。又堂中敷物は銀板を以て「アンペーラ」に代へるものあり、其他小体の黄金仏に至りては、一々数ふ可らず。其美を王宮仏殿に尽すに至ては、宇内何れの国か蓋し暹羅に過る者なかる可し。

●第六 愛知阿旧都并晚波院離宮

十七日午前七時半奉迎使一行は、宮内省より仕立たる列車に搭じて、旧都愛知阿に赴く。鉄道は広軌式にて機関車の燃料には割木を用ふ。蓋し暹国は石炭を出す鉱山なきに由る。旧都は盤谷を北

に距る三十哩許にして、市街は湄南江の両岸に跨りて浮家泛屋江流に傍ふて櫛比羅列し、往来必ず舟楫の便に依らざる可らず。各奉迎使は宮内省の小蒸汽に搭じて、知事「ワルボンサー」を訪問せしも、不在にして書記官代りて奉迎使を接待し、知事の別邸に朝食の饗応をなしたり。

一行は案内に依て馭象場を縦覧す。該場は巨材を以て埒を結び、毎年交尾の候に際して馴養の牝象を率ひて、山間に至りて野生の象を誘引して馭象場に欺き入れ、堅く埒を鎖して数象中に就き、良象を択んで余は尽く之を解放する者にして、彼等が其解放せらるゝや、先を争ふて湄南江に投入して、濁水を飲み数日の渴を医する有様は、頗る奇観なりと云ふ。蓋し馭象の事は他邦になきことにして暹羅の特色なり。晚波院の離宮は洋風の築造にして其規模頗る宏壯輪奐、一見人目を驚すに足る。室内の装飾には金銀瑠璃金剛翡翠玳瑁等の寶石を用ひ、燦爛赫奕人をして応接に暇まあらざらしむ。実に宇内の珍器宝物を蒐集して人生の豪華を極むる者と謂はざる可らず。暹国全体の富の程度に比すれば、或は権衡を得ざるの感なき能はず。英仏人の暹国に対する垂涎三尺豈に其故なしとせんや。

奉迎使一行は離宮構内内務次官の別邸に於て、次官より昼飯の饗を享く、配膳頗る丁寧、一行は意外に満足して三時四十分の汽車にて盤谷府に帰れり。其他の旧趾は禾黍離々、一も目を寓するに足る者なし。

●第七 宮中陪食

十八日午後二時各奉迎使は、稲垣公使と共に宮内省より廻はされたる三台の馬車に乗り、宮中に伺候したり。即ち宮内文部外務三大臣は奉迎使を出迎ひ待合の間に導き暫時休息の後、暹王寢殿に御し玉ひ、各奉迎使に対して握手の礼を行はせられ、自から先導して食堂に入り玉ひたり。陪食の栄に与りたるは稲垣公使及奉迎使の外、随行长南条文雄師一人にして、他の十一名は暹国政府の親王及文武官なり。暹王は日本仏教の万歳を祈り、併せて各奉迎使の健康を祝し玉へり。食時中は庭前に絶へず嚙喰なる天楽を奏し、又大団扇を揮ふて涼風を送り、賓客をして溽暑の苦悩を覚えざらしめたり。食了りて別室に於て珈琲を賜はり、而して暹王より日本仏教各宗へ対して金銅の仏像（長三尺計）一軀を賜はり勅せられて曰く、此仏像は暹羅特有の鑄造にして、印度に非らず、支那に非らず、純然たる暹羅の仏像にして、一千年前の古仏なり。現時鑄造の技術を失ひたれば、今之を鑄造せんと欲するも、復た得可らず。是れ我邦の重宝なり。願くは他日日本に於て靈骨安置の殿堂出来せば、此仏を御前立として安置せられんことを望むのみ」と懇勲に各奉迎使に対して、握手の礼を行ひ、海陸万里帰路恙かなきを祈ると勅し玉へり。了て各奉迎使は退出せり。

正使大谷光演師へ対して別に金銅の仏像一軀（長一尺計）を賜はり、又各奉迎使に対しては紀念章四枚を賜はりたり。一個は青銅にて、二個銀製、他の一個は金製なり。各表面に仏像を彫刻せり。（別記の如し）文部大臣よりは各奉迎使并に随行の僧侶に対して、仏像一軀宛贈与せり。外務大臣よりも各奉迎使へ贈品あり。

●第八 公使館夜会

是夜稲垣公使は各奉迎使及随行員其他暹国政府の文武官并在暹国の公使領事貴夫人等百有余名を招きて、夜会を開き、軍楽を奏し、暹羅の優伎を演し、日本の煙火を打揚げて、余興を助け、立食の饗応あり主客歡を尽して深更に及で散ず。蓋し該会は奉迎使の為に開きしものに似たり。

●第九 奉迎使出立

十九日午前十時奉迎使日本公使館に集まり、文部省より廻はされたる小蒸汽船に搭じ、稲垣公使夫婦及文部大臣秘書官等同船して湄南江を下り、河口に淀泊せる独逸船「マールラット」号に移れり。在暹日本人は勿論文部大臣自ら来りて奉迎使の一行を送れり。而して「マールラット」は午後二時汽笛と共に抜錨して湄南江を離れたり。奉迎使一行盤谷府滞在は僅か一週日なれども、朝参訪問応請待賓日夜奔走して遑まあらざりき、又暹羅政府は接待官を附して名勝旧跡に案内して奉迎使一行をして十二分の満足を与へたり。如此き取扱ひは毫も国賓と異なる所なし、暹羅にあらざれば安んぞ仏教徒に対して、如此優待厚遇するの国あらんや。而して稲垣公使の周旋尽力の行届きたる亦与りて其多きに居ると云はざる可らず。

奉迎使一行は二十四日新嘉坡に着し、仏蹟参拝は都合ありて之を見合せ、大谷前田日置三奉迎使は仏体を供奉して、直に帰朝の路に就き、余は本山の命に依り、一行に別れて来九月初旬巴里に開ける万国宗教歴史会に参会の爲め、欧洲行の程に上れり。

(附記) 紀念章の符号の説明

円かなる紀念章の表面には仏世尊の緑玉石の形像を表し、背面には「タンニチャツカ」(法輪) 即法の主権を意味する車輪を表す。之に附記する略字は「アツタンギガマツガ」(八支聖道)を意味す。曰く正見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正念、正定是なり。其他の紀念章は其樹下に於て世尊の正覺を成し玉ひし菩提樹葉の形なり。其表面には暹羅に於て多く礼拝する所の世尊の大古青銅の像なる「プラ」「尊」「ブツダ」「仏陀」「ヂナミーハ」(勝獅子)と呼ぶ所の像を写し、背面には仏教紀念二千四百四十年に於て之を創造せし年代を示す文字あり。

奉迎仏骨于暹羅舟中 (明治33年7月29日 第七十三号)

奉迎仏骨于暹羅舟中

藤 島 胆 岳

万里鵬程飛撃処、一函仏骨奉迎時、孤舟近傍潮州過、憶着當年韓退之、

水天一色気如秋、露月光風送客舟、海不揚波已三日、

計程明曉到獅州、新嘉坡此
云獅州

盤谷府雜詩

藤 島 胆 岳

王宮仏殿与雲連、翡翠金剛七宝鮮、如此豪華尽膏血、看来誰不涙潜然、

高塔巍然天半横、黄金為瓦玉為楹、低徊仄耳異鄉客、

瑛珞触風鏘有声、

風払旌旗響玉鑾、鳳凰宮闕五雲攢、天恩優渥豈無感、咫尺童顏陪午餐、

帰路抵新嘉坡俄然有欧洲行之命、

乃賦此留別同行諸君

藤 島 胆 岳

北辞暹国到獅州、又上遠征欧米舟、一鶚離群張健翼、八千里外海天秋、

宿志蹉陀不易酬、欲探仏蹟事還休、何図異域東西別、

君向扶桑我向欧、

新嘉報通信 (明治33年7月29日 第七十三号)

在新嘉坡

佐々木 千 重

六月二十四日 日本各宗派仏骨奉迎使一行十八名 暹羅帝より仏骨を奉受し、独乙コーラツト号に乗じて、盤谷府より當港へ同日午后四時着、六時半上陸、大谷奉迎使はラツフルホテルに、曹洞宗并に妙心寺派奉迎使の日置前田の両氏は松尾旅館に、我が本願寺派奉迎使藤島氏は本願寺派布教場に直に投館せらる

二十五日 大谷奉迎使我布教場に臨場せらる

二十六日 午前八時奉迎使一行十八名、當地植物園を巡遊せられ、佐々木千重先導申上げ数時間の間園内散歩後帰路大雨に遭ひ

て急に帰館

二十七日 休養

二十八日 午後一時我本願寺布教場に於て南条博士、并曹洞宗日置黙仙、我が本願寺派藤島了穩の諸氏を聘し、演説会を開きし

が、先づ佐々木千重開会の主意を述べ、次に南条博士は因縁釈、日置氏は仏の字釈、藤島氏は和讃を題して説教一席を演述せらる。数百の聴衆渴仰の頭をうたれ、歡喜の内に午後四時半退散、二十九日 奉迎使一行帰朝の途に就かんがため、彼阿船ビエナマルタ号乗込、三十日午前八時當港解纜、就中我本願寺派藤島氏は山命を帯びて仏国巴里宗教大会に臨まんがため、独り當地より直に欧行せらるゝ、目的を以て、郵船待合の爲め、目下尚ほ我布教場に滞在、多分七月八日発の仏船ララス号に乗船ならん。

積尊に対する真宗信徒の心得〔明治33年8月11日 第七十四号〕

社 説

近時各地に積尊降誕会の新に修行せらるゝあり。又は今回御遺形奉迎及び奉安の事あり。其局に當るもの或は各宗派本山あり或は有志団体あり。其中亦た事を執るに厚薄過不及なきにあらざる乎の疑ひあり。而して疑問は遂に進んで我が真宗の教徒は如何に積尊に事へ奉るべきや。如何に積尊に對し奉りて心得べきや。と云ふに及ばん。吾人は我が敬愛する所の宗内同胞の人々の爲めにもがなと思ひ、頃日安居本講師として、在京中なる勸学利井鮮妙氏を叩き、此事に關して一席の講話を乞ひたり。氏莞爾として乞を納れ、即ち吾人に其心得方を語らる。今其の趣意を筆記して、特に本欄に掲げ、読者に頒つこと、なしぬ

記 者 識

「教海一瀾」における仏骨奉迎の記事について

我が真宗に於て、積尊に對し奉るに二様の義あり。第一には本門に約して伺ひ、第二には迹門に就て伺ふ是れなり。先づ本門より伺ふ辺を語らんに、口伝鈔三身章の下に覺運和尚の積を引て、積迦の本門、久遠実成の阿弥陀仏たることを積し給ふ。(今、口伝鈔の文を抄出すれば左の如し)

檀那院の覺運和尚は、久遠実成弥陀仏永異諸經之所説と積せらる。しかのみならず、わが朝の先哲は、しばらくさしおく、宗師異朝の善導大師の御釈にのたまはく、上従海徳初最如来、乃至今時釈迦諸仏皆乘弘誓悲智雙行とを積せらる。しかれば海徳仏より本紙積尊にいたるまで番々出世の諸仏、弥陀の弘誓に乗じて、自利々他したまへるむね顕然なり。覺運和尚の積義、積尊も久遠正覺の弥陀ぞとあらはさるゝうへは、いまの和尚の御釈にえあはすれば、最初海徳以来の仏々もみな久遠正覺の弥陀の化身たる条道理文證必然なり。一字一言加減すべからず。ひとつ経法のごとくすべしとのべまします。光明寺のいまの御釈は、もはら仏經に准するうへは、正宗の正依經たるべし。傍依の經に、またあまたの經説あり。楞伽經にのたまはく、十方諸刹土、衆生菩薩中、所有法報身、化身及變化、皆從無量壽、極樂界中出生ととけり。また般舟經にのたまはく、三世諸仏念弥陀三昧成等正覺ととけり。諸仏自利々他願行、弥陀をもてあるじとして、分身遣化の利生方便をめぐらすこと掲焉、これによりて久遠実成の弥陀をもて、報身如来の本体とさだめて、これより応迹をたるゝ諸仏通總の法報応等の三身は、みな弥陀の化用た

りといふことをしるべきものなり。
又た和讃に云く

久遠実成阿弥陀仏、五濁の凡愚をあはれみて、
釈迦牟尼仏としめしてぞ、迦耶城には応現する

是に依て釈迦已に弥陀の迹門化仏なるときは、
弥陀の外に釈尊を見るべからず。法華五百塵点劫の本門の
釈迦の外に、伽耶出現の迹門を見ず。
是れ迹を撰して本に帰せしむるものなればなり。

次に迹門に就て伺はゞ、大經の五徳安住は、
本仏弥陀の徳に融し給へるものにして、
唐訳の如来会に依れば、入大寂定、
行如来徳と云へり。大寂定とは弥陀の自境界にして、
之に安住するを住奇特法と云ふ。
此の奇特法たるや、法身般若解脱の三徳にして、
即ち住仏所住とは法身（法身は仏の自境界なるが故に
仏所住と云ふ）、住導師行とは般若（般若は智慧にして物を引導するが故に
導師行と云ふ）、住最勝道とは解脱（真仏十一巻に無上々者、即
真解脱、とありて、最勝無上なるが故に最勝道と云ふ）、
此の法身般若解脱の三徳に入りて、
而かも三徳の現はれたる姿が、第五の行如来徳なり。
然れば大經を説き給ふの釈尊、
弥陀の自境界に安住して、
而かも自境界を説く。而して其の弥陀の自境界たるや、
通途諸仏所證の単理を指すにあらず。
生仏不二にして法性即方便の平等證なれば、
三徳秘密蔵の俣が欲拯群萌恵以真実之利の名号法なり。
然れば名号法に入りて、
名号法を説くものは大經の教主釈尊なり。
教主の釈尊は名号法の外に釈尊の別徳あるに非ず。
此の姿を「光顔巍巍、如明淨鏡、
影暢表裏、威容顕曜、超絶

無量、未曾瞻覩、殊妙如今」と説く。
但し出興し給ふ上に於て暫く二尊を挙ぐれば、
弥陀は招喚の人、
釈迦は發遣の主なり。
故に願には欲生我国と誓ひ、
成就には願生彼国と説く。
玄義分に曰く
釈迦ハ此方ニ發遣シ弥陀ハ彼国ヨリ來迎シ
彼ニ喚ヒ此ニ遣ス豈ニ容レ不レ去也
和讃に曰く

和讃に曰く

真実報土の正因を、二尊のみにたまはりて等

釈迦弥陀の慈悲よりぞ、願作仏心はえしめたる等

釈迦弥陀は慈悲の父母、種々に善巧方便し等

此の如く二尊に約すれども、
招喚の方より云へば、
釈迦の所説は是れ正覺大音響流十方の位にして、
如来尊号甚分明、十方世界普流行（五会法華讀の文）の姿なり。
又た發遣の方より云へば
釈迦の招喚を全うして釈迦の所説なり。
故に和讃に一たびは釈迦を弥陀に融して、

弘誓のちからをからずば、
いづれのと看にか娑婆をいでん、
仏恩ふかくおもひつゝ、
つねに弥陀を念ずべし

と述べ、
又た一たびは弥陀を釈迦に属して、

娑婆永劫の苦をすてゝ、
浄土無為を期すること、
本師釈迦のちからなり、
長時に慈恩を報ずべし

と宣ふ、
然に我が真宗に在ては
釈迦を弥陀に融するを以て宗義と立つるなり。
若し二尊並ぶるときは、
誤て喚遣一致、
本迹不二の意を失することを恐る。
故に末を撰して本に帰する。
爰を以て、
御伝鈔に「今の行者誤て脇士につかふることなかれ」とありて、

觀經所現の三尊は、即ち一無量寿仏なるの義を知らしめ給ふ。二菩薩は弥陀悲智の二徳より出で給ふを以て、脇士を没して一弥陀仏を安置し奉るものとす。今、釈尊に対する心得も亦之に同じと知るべし。

是を以て本門より云へば、伽耶城に応現の俣が即ち本仏の弥陀なり。又た迹門より云へば、釈尊の全体が即ち南無阿弥陀仏なれば、釈迦の發遣とて名号の外にあるべきものなし。故に釈迦を以て弥陀に帰して別に安置せざるを以て我が宗則とす。

●日本大菩提会の近況〔明治33年8月11日 第七十四号〕

日本大菩提会には本派の加入せざる所にして、該会の成行を報道するの必要なぎに似たれども、左に近況一二を報道せん

大阪毎日新聞の報道に曰く。鳥尾子爵の主唱にかゝる愛國護法会にては、七月八日午前九時より京都洛東高台寺畔鳥尾子別業一得庵に、大日本菩提会及び仏骨奉迎の事に關する協議会を開き松本鼎、小林清一、小松喜平次、秋山恕卿、池田清助、中井三郎兵衛及び大阪の加嶋信成、その他二三氏出席し、仏骨奉迎の事は最早時日切迫せしにつき如何ともする能はざれども、菩提会において教育及び慈善事業計画の事は現今の情況より考へ、到底六つかしければ見合すべしといふに決し、菩提会理事村田寂順師にその意を伝へ、期日を定め同会の有力者を一堂に會し、松本氏より護法会の所見を開陳すること、せりと。

東本願寺にては、近頃日本大菩提会第一期の事業たる覺王殿の建

築すら延期説を唱ることとなり。左の建議書を同会に提出せられたりと

大聖の遺形は数十里の遠きより魔事なく着御被為在候事、全く仏天の冥裕と奉感戴候、就は会則第三条に抛り亟かに覺王殿の奉建に着手し崇敬の誠を尽すべき所に候へ共、遷流の世態右会則議定の當時に同じからず、遠くは即ち竺乾の凶歳、近くは即ち北清の擾乱等局面一変徒に守柱すべからざる時運に向ひ候、乃ち北清に於ける帝國軍隊の成敗利鈍は国威の消長と相關し、又如來降生の聖蹟に於て現出しつゝある飢餓相望み流氓踵を接するの狀況は、到底我徒の晏然たるべき所に無之、苟くも四恩の重きを知らば傍觀すべき所に非ず、宜く御遺形來朝の大方便力に依り、大に吾仏徒を鼓舞し帝國祖宗の御遺訓をして深く國民の心胸に銘剋せしめ、忠君愛國の常經を以て全國民を打して一団とすること至要中の至要、此れに過ぎたるものなく、之より急なるものなし。此の大本領を基礎として大に国に酬い世を救ふの事に従ひ度、仏意の在る所亦此に外ならずと存候、依て如來の遺形は當分之を假殿に奉安し、国家水陸軍士及家族の慰恤と印度飢餓の救済とを先にし之を實行する方法は、新聞に演説に其他諸種の便宜を採り、覺王殿建築の費を転じて之を前陳の二事業の費とし、四恩の重きに感奮し、大慈を實踐躬行せしめ國民の品性を高尚誠懇ならしめ候はゞ、他日覺王殿を建て仏徳を奉揚することは、手に随て行はるべきこと、存候、依て先づ国家人民に対する仏教の本旨を實行するを先とし、覺王殿

建築を後にすることに御改め相成度、此段及建議候也。

大谷派本願寺参務 石川舜台（外五名）

大菩提会三十年の事業も、未だ其初歩に達せずして、少しづつ、変形を示めず、難い哉、永年の業、

●稲垣公使の書面〔明治33年11月26日 第八十一号〕

去九月廿一日発を以て、暹羅国駐劄稲垣全権公使より大菩提会總理妙法院村田寂順師へ寄せたる書翰左の如し。

（前略）本月（九月）廿一日、當国陛下御誕辰祝賀の爲め参内謁見の榮を得候節、日本に於て御遺形に対し盛なる奉安式を舉行したる状況に付、日本駐劄當国公使より写真を添へたる委しき奉告を受けさせられ候趣、斯迄も日本仏教徒が御遺形を歓迎するの現象は、誠に意外の感を懷せらる旨を親しく御言葉を賜り、非常に御満足と見受申上候、尤も右は仮奉安式の事なれば、何れ明春を俟ちて更らに正式奉安式を舉行する旨言上致置候

扱仄かに承り候へば、日本仏教家全体より當国王陛下へ御遺形御分与御礼の爲め、再び使節を御派遣の御詮議も有之哉に御座候処、今回當国王陛下は仏教の爲に該教に関する図書館を當地に御建設の御企画有之、既に當国内務外務宮内文部等諸大臣を挙げて其委員とし、印度緬甸當国等に於ける古今の仏書并に歐洲各地に於ける仏教に関する著書等も募集の御着手中に御座候、就ては積尊御遺形御分与に対する御礼としては、本邦各宗

派の仏書を蒐集せられ當国王陛下へ奉呈相成候はば、独り同陛下の御満足のみ止まらず、蓋し仏教の爲めに一大慶事にも可有之乎と確信被致候、尤も各宗本山に於て夫々其派の仏書を蒐集せらるゝは困難の事にも無之かるべく且つ之れが費用逆も左程莫大なる額をも要せざるべく、左れば先般も申上候、日本仏像（奉迎使各位篤と御承知の筈）と併せて御献上相成候は、高価なる物品よりは寧ろ同陛下の聖旨に協ひ可申最良の方法かと存候、尚ほ右書籍類は可及広く御蒐集相成候はば、無此上事乎と被存候

尊師并に各宗派管長各位の御一考を煩し度候、乍末筆御遺形に付、小生の尽力たる微力を御丁寧なる御礼詞に預り候へども、万事不如意にて却て汗顔の次第に御座候、就ては今後も何歎當方に御希望も御座候は、乍不及御尽力可任候間、無御遠慮御申越被下候、先は當用耳得貴意候、早々

●藤島了穂氏帰朝〔明治33年12月29日 第八十三号〕

曩に仏京巴里に於て開きたる万国宗教歴史大会に参列したる本派藤島了穂氏には、十月二十六日若狭丸に搭じて竜動を発し、本月十四日我が神戸に帰着し、直ちに帰京せられたり。

●御遺形奉迎費寄附〔明治34年1月20日 第八十四号〕

昨年積尊御遺形奉迎の爲め、各宗派より奉迎使を暹羅国へ派遣ありたることは読者の知る所なるが、已に本派の藤島了穂氏も奉迎

使の一人として彼国に赴かれ、其の費用の如きは本派本山にて繰替へて出張ありしことなり。然に他の各宗派に在ては大菩提会の募財金中より之れが埋合はせを為すの都合なるも、本派に在ては大菩提会の募財に關係なく、其の収入金と奉迎費の損益とは知る所にあらず。其れかあらぬか、知らざれども、本派本山にては、曾て藤島氏が暹羅国へ出張ありし為め要したる同氏の旅費として繰替へたる金五百六拾参円九銭を悉皆奉安事務所に寄附せられたりと。

●稲垣公使の書翰〔明治34年1月20日 第八十四号〕

暹羅国駐劄特命全權公使稲垣満次郎氏より積尊御遺形奉安事務総理村田門跡へ左の如く来書ありたる由、同国王陛下の如何に仏教を御信仰遊ばさるゝやをも、伺ひ奉らるべければ、茲に掲ぐ、

去十一月十日御恵投の御答翰本日接受具さに拝誦仕候処、曩に御転送申上置候、當国 皇后陛下よりの御寄贈品遅滞なく安着御入掌の趣了承致候、却説其際以愚翰當国 国王陛下御企画の仏教に関する図書館建設の儀に付、聊か呈愚見置候処、其後種々御配慮之段感謝此事に御座候、去五日小生が當府デューシット公園に於て當 国王陛下に拝謁の折、同伴に關し親しく御物語あらせられ、今回仏教に関する書籍類を蒐集し一の図書館を創立せんとすの計画中に付、日本に於ける仏書類蒐集の事相運び候に於ては、朕の最も至幸とする処なりとの御仰せに

「教海一瀾」における仏骨奉迎の記事について

付、該件に關して曩きに拝呈せし愚翰の委曲及び小生が其成效を期する旨をも併せて及奏上候処、殊の外御満足に思召され、果して之れが成效の曉こそ朕は感謝の意を表するの詞なしとの御勅答さへ有之候、又先般御依頼し置きたる仏像の件に付ても御下問有之、何れ不遠相運び候旨御奉答致置候、右仏像の儀は今回御建設の寺院へ安置せらるべき筈にて、是又汎く各国の仏教界より御蒐集あらせらるゝやに奉伺候、畢竟同 陛下が如何に仏教に御熱心遊ばさるゝや、其一班を奉窺に難からざる次第に御座候、勿論已に御配慮中にも有之不遠御決議の御運びに立至るべき儀と被存候得共、當国 国王陛下が斯迄本件に關し深く叡慮に懸けさせらるゝの主旨を奉体し、可成迅速御運び相成候得ば、独り小生の光榮のみに止らず、同 陛下の御満足も亦之れに過ぎさせられざるべく被存候俛為念右申進候、早々謹言

在暹大日本公使

明治三十三年十二月八日 稲垣 満次郎

積尊御遺形事務総理

村田 寂 順 師 榻 下

●拝瞻会に付参拝〔明治34年4月25日 第九十四号〕

洛東妙法院内なる積尊御遺形奉安所に於ては、本月上旬より下旬にかけ御遺形拝瞻会を修せらるゝに付、本派本山にても奉安事務総理村田門跡の案内に接し参拝相成りたり。右は祝下御不例中に付寂用院連枝に御代理を命ぜられ、名和瀧海氏以下執行所役員諸

氏を率ゐて、去る九日正午参向相成り、拝礼の後ち勤行を修し、午後一時三十分帰山せられたり。

●**积尊大聖忌法要御親修**〔明治34年4月25日 第九十四号〕

本派本山にては、本月十五日午後二時、洛西嵯峨清涼寺の申請に依り同寺に於て、积尊二千八百五十年大聖忌法要を御親修あらせられたり。同日午前十一時、御代理として淳淨院連枝には馬車にて藤井皆立氏外数名を従へ御参向、同十二時二十分御安着、午後二時御出堂、例時作法の法要を厳肅に御修行相成りたり。此法要結衆は二十口にして今小路寛尊、藤山沢縁、藤井皆立、園誠憲、三谷教応、神保達元、佐々木中成、美園超乗、滝川寛了、朝倉明宣、松下観雅、幡山教寛、長谷川楚雲、鎌田正観、中山正応、伊藤祐寛、青木周誓、山本豊城、阿部珀琳、山中実雄の諸氏勤められ、会行事は堅田広吼氏にして、威儀師は近藤亮成氏之を勤めらる。承仕は布賀瀬竜璋、広瀬清徹の二氏にてありき、淳淨院連枝には法要畢て暫時御休憩の後ち、各諸氏を従へ午後四時五十分御帰山ありたり。

(**本山録事**)

乙達第三十五号

四州教区管事

近來其教区寺院中、大菩提会勧誘員ヲ招聘シ勸募致候向有之哉ニ相聞へ候処、予テ本派寺院ヲ他宗派ノ所用ニ供シ、又ハ本派僧侶

ニシテ他宗派ノ用務ニ従フ義ハ不相成ノミナラズ。大菩提会ニ対シテハ客年中及訓告置候次第モ有之候ヘバ、心得違無之筈ニ候得共、各組組長ヲシテ厳重取締致サシムベシ。

明治三十四年八月廿四日 執行長 梅 上 沢 融

●**拝瞻会に付参拝**〔明治35年4月25日 第一三〇号〕

洛東妙法院内なる积尊御遺形奉安所に於ては、本月上旬より下旬にかけ御遺形拝瞻会を修せらるゝに付、本派本山にても例に依り、本月十六日午前十一時、侍真藤山沢縁氏を始め柱本香林、佐竹誓応、長谷川楚雲、伊藤祐寛、山中実雄、青木周誓の諸氏参拝させられ、式典の後ち、帰山ありしは午後二時三十分にてありき。

●**還幸^附奉迎送**〔明治35年11月25日 第一五一号〕

大元帥陛下には、大演習地より還幸あらせ給へるを以て、本月十八日午前九時十四分、七条駅御通輦に付、本派本山にては、山内一般、式服着用の上、前例に依り三哲通大宮東入竜岸寺門前に於て、謹て奉迎送せられたり。

积尊御遺形名古屋御遷座〔明治35年11月25日 第一五一号〕

是迄洛東妙法院仮奉安殿に奉安せる积尊御遺形は、曩に各宗派の議決に依り名古屋に奉安殿を建設することゝなり、本月十五日を以て御遺形は名古屋に御遷座相成たり、本派よりは御代理として藤島了穩氏随行人員を伴ひ奉送せられたり。

●藤島了穩氏の河内渡航〔明治35年11月25日 第一五一号〕

本派の藤島了穩氏は今度仏蘭西領東京の首府河内にて開く、東洋学会の万国公会に出席の爲め出張を命せられ、本月二十一日神戸出發にて渡航せられたり。

●本派本山と日暹寺創設事件〔明治36年9月15日 第一八〇号〕

已に記載の如く、釈尊御遺形奉安所として、今回覚王山日暹寺を創建の事に決し、大菩提会副会長日置黙仙氏より、先般来小田執行長、藤井執行の両氏に面接又は書面を以て、再度賛同を求め、且つ日暹寺創建願書に同意調印を請ひ来れる処、彼我往復の書面は左の如し。

謹啓

残暑尚未収候 猊下益御健勝ニ被為渡候条奉賀候、陳ハ先年暹国皇帝陛下ヨリ釈尊御遺形ヲ日本仏教徒へ御頒胎相成候節ハ、貴宗派ヨリ藤島了穩殿御差遣ニ相成、當時暹国皇帝陛下ヨリハ莊重ナル御待遇モ被為在候御事モ有之候ノミナラズ。教主世尊ニ対スル衷情ヨリスルニ一日モ速ニ御奉安其処ヲ得セシムルハ、教主ニ対シ国王ニ尽スヘキ一大責任ト奉存候、特ニ暹国皇太子殿下ハ曩ニ猊下 御訪問相成候事モ有之、又稲垣公使ヨリ日暹両国ノ将来ノ厚誼ニモ影響スル処尠カラサル趣モ陳情被致居候事モ伝聞致居候、且猊下ニ被為於テモ日暹両国国際ノ如何ト、彼我仏教ノ連鎖ニ至リテハ、夙ニ御懸念ノ御事ト奉存候。就テハ御遺形御奉安所トシテ、今回覚王山日暹寺創建ノ事ニ決

〔教海一瀾〕における仏骨奉迎の記事について

シ各宗管長猊下ノ御調印ヲ請ヒ候ニ付、過日貴宗派執行藤井皆立殿迄詳細ナル事情陳述致置候へバ、同人ヨリ既ニ上陳ノ事ト奉存候、速ニ御調印被成下度及御依頼候、敬具

八月二十日

日置黙仙

大谷光瑞殿

而して又た九月一日付を以て、小田執行長、藤井執行の両氏へ宛、左の書面を送り来れり

拝啓

兼々御依頼申上置候、覚王山日暹寺調印之件、不日稲垣公使帰国仕候間、夫迄ニ取纏メノ必用有之、殊ニ過日申上候通、本件最終之美ニ候得バ是非貴宗本山ニテ円満相願申候、水流テ海ニ帰シ月落テ天ヲ離ズ、奉迎當時ニ立戻リ、発議之通りニ運候事ニ候得バ、何分宜布願上候、右得貴意度候、早々頓首

九月一日

日置黙仙

本派

小田執行長殿

藤井執行殿

次に前記書面に対し、覚王殿建設委員日置黙仙氏へ宛、左の如く回答せられたり

拝展日暹寺創建願書ニ対シ、弊山へ同意調印可致旨御請求相成候処、御承知之通御遺形奉安殿建設ノ件ニ就テハ、予テヨリ御同盟各宗派之御経営ニ係ル義ニシテ、弊山ハ從來関係不致義ニ候得者、過日モ申述候通り御請求ニ難応候条、此段及御回答候

也、

但到底御同盟各宗派ニ於テ御共同御経営難相成事情モ有之候得者、進テ弊山ニ引請奉安所ヲ建設シ御崇敬ノ誠ヲ尽スヘク候得共、此場合ニ於テハ從來之行掛上、他宗派合同之義ハ御断致候外無之候、此段添テ申進候

明治三十六年九月八日

執行長 小田 尊 順

執行 藤 井 皆 立

日 置 黙 仙 殿

●日暹寺創建調印謝絶の理由〔明治36年9月15日 第一八〇号〕

釈尊御遺形奉安所として日暹寺を建設するに就て、同盟各宗派に代りて、日置黙仙氏が本派本山に対し、創建に同意し願書に調印すべき旨請求ありしに付、其の往復の書面は載せて本誌前項に在り、一読之を看過するときは如何にも本派本山は頑固一徹、一向に他と協同事を成すの意なく、御遺形に対し崇敬を欠くことなきやと誤認する人なきにしもあらざるべければ、吾人は何故に本派は此の如く日置黙仙氏の請求を斥け、日暹寺創建の件に關係を絶つこと、せられしや、吾人審案の後ち、吾人として考究したる、右謝絶の理由を記すれば左の如し、

抑も釈尊御遺形の御渡来あるに當りては、本派は仏教各宗派と共に其奉安諸件を洛北妙心寺に議し、決議に依りて奉迎使を派遣することゝなし。藤島了穩氏を派して使節を全ふせしめられ、而か

も同使節費は本派として之を負担し、他の各宗派に迷惑を懸けられざりき。此の如く本派は各宗派に一致して奉迎し終られたり。然に之を奉迎し終りて後ち之を奉安するが為め、奉迎所を建設するに際し、更に各宗派會議は開かれたり。此時も本派は管長代理並に委員出席して擬議したり。然に其の最初現はれんとしたる原案に曰く

一金壹千万円を全国より募集する事

一御遺形奉安所の地所を十町四方とする事

一奉安所には中央に十三層塔を建設する事

一境内に学校、病院、図書館、感化院を設る事

一此事業を為すが為め仏教会を組織する事

此の案は数回討究し、本派の同意する所とならざりしを以て更に改案する所となり、左の提案となる

一各宗派に於て日本大菩提会を組織する事

一日本大菩提会の事業として第一奉安所たる覚王殿を建設する事、第二教育及慈善事業を為す事

一七ヶ年を期し壮大堅牢なる覚王殿を建設する事

一右工事は壹百万円の寄附会員を得たる後ち着手する事

右等の提案は本派の全然同意する能はざる所にして、其當時既に各宗派と同盟して成業する能はざる理由を陳べて、其の一致事を処することを謝絶せられたるなり。此の如く一千万円の大事業を企図するにせよ、又た壹百万円の寄附会員を得たる後ち七ヶ年を期して壮大堅牢の大殿堂を建築するにせよ、一心之を見るときは

壮快なるに相違なし。雷同附和するに於ては、多数に附流れて同意して可なるか如くなるも、本派に在ては徒らに眼前の壮快を望みて事業の前途如何を顧みざるが如きは執る所にあらず、苟も同意決議する以上は、勇進以て其成業を期せんことを欲する訳なれば、仮令各宗派三十余派一致して可とする事にせよ、成業の見込なしと思惟せる事には同意する能はざるなり。故に其當時は旭日の勢を以て進み、順風に棹すか如き状を以て、事を執りし各宗派と分かれ、頗る他の各宗派の嘲笑の具とも見做され、本派は同盟各宗派の外に見放なされたるが如く、孤立、他に依るべきなき憐むべき状に陥りたるが如くにてありき、然りと雖も本派は外観の壮、仮面の美は望む所にあらず、一時の仮勢に眩迷して百世に醜を流すが如きは本派の忍ぶ所にあらず、故に巷千万円の募集件を如き、七ヶ年を期して数百万円の殿堂を築くが如き、帝国の仏教徒を駆りて悉く大菩提会に加入せしむるが如き、到底云ふべくして行ふべからざる事なれば、本派は此の如きことには責任を以て同意する能はざる所なり。是を以て本派には其當時管長代理近松殿の名を以て同盟謝絶の旨を申入れられ、自今奉安所建築の事業には賛成なるも、其の事業の経営は一切同盟各宗派の為さるゝが俛に一任し、本派は応分の寄附を為すに止め、事業上に就ては関係せざることゝなし。其の同盟を脱せられたるものとす。

此の奉安事件に付本派が、他の各宗派の同盟を脱せられたるは、実に去る三十三年六月にして、爾後本派は他の同盟各宗派の為すが俛に一任し、更に関係せられざることゝなりたり、故に爾來本

「教海一瀾」における仏骨奉迎の記事について

派は他の同盟各宗派に於て幾千万円を募集せらるゝも、十町二十町四方の奉安所を設けらるゝも、学校病院又は図書館感化院を設けらるゝも、一向に關係せず、京都に奉安せらるゝも、名古屋に奉安せらるゝも、大菩提会を設けらるゝも、解散せらるゝも、他の同盟各宗派の事なり。一たび他の同盟各宗派に於て責任を以て遂行せんと期せらるゝ以上は、本派は素り容喙すべき限にあらず、本派は其同盟各宗派の成功を待つ外の外、他あらざるなり。此く本派が奉安事件に付同盟を脱したる間に於て、本派が同事件に關係せざるは、本派が彼此の責任を重んぜらるゝに在りて、苟も責任なるものを知る者は多言を要せずして知る。彼此両者の間に於て議論一致せざるが為め、他の一方に譲りて去りたるときは、去りたる者は自今他の一方の経営に關係せず、沈黙を守りて在るが去りたる者の務めたり。而して他の一方に在ては其譲受けを為したる以上は、勇往邁進其衝に當れるの責任を尽さずんばあらず。例せば国政を料理する閣相に於ける、自己の所見を以て立つものにして、所見行はれずんば責任を以て退くべし。苟も内閣に立つ間は他の容喙を許さず、他も亦た容喙すべき限りにあらず。若し誤て閣相失敗せん乎。責を引き第二者に譲て去らざるべからず。此時に方りては第二者も進て前内閣に代て、経営の衝に當るべきなり。今も亦た此の如きもの歟。他の同盟各宗派は三十三年以来責任を以て、御遺形奉安の事業を経営し來り。今日に至て成功したるか、將た失敗したるか、若し成功したるならんには、何ぞ今日事新しく本派に向て、同意調印を求むるの要あらんや。

又た若し失敗したりとせん乎。宜く責を引き白旗を樹て、本派の門に降来るべきなり。是れ責任を重んずべき者の為すべき所ならずや、左れば今回他の同盟各宗派に於て日暹寺を建設せんとて本派に交渉せらるゝ所あるも、本派本山にては何とも回答の仕方なく、云はゞ余まれも他の各宗派の無責任なるに喫驚せられしにはあらずやと察せらる。左は云へ前には稲垣公使の来山交渉あり。今は日置氏の来書あり。回答せずして已むべきにあらざれば、前項に記載せしが如く従来の上、同意調印する能はざる旨を回答せられしことゝは察せらる。

元來他の同盟各宗派は三十余派の多きに及べり。夫れく責任を重んじて専心経営せらるゝに於ては、事業の成らざる憂なかるべし。今日に至て京都にも奉安する能はず、名古屋にも成功せず、大菩提会も予期に反すと云ふの有様は、他の同盟各宗派が熱心事に當らざるの致す所にあらずや。本派は熱心ならざる宗派と共に一致合同することは不可能の事たるべし。本派は苟も事を引受る以上は、之を实地に遂行せずんば已まず。故に従来不熱心にてありし歴史を有する各宗派と合同して為すことは、如何に忍耐強き者と雖も首肯し得ざる所なるべし。

以上陳るが如くなれば、本派の調印謝絶は故なく謝絶せられしにあらず。責任の所在を明にして、去就進退を正ふせんと欲せらるゝに在るものと謂ふべし。左れば回答書の但書に於て、「到底御同盟各宗派に於て御協同御経営難相成事情も有之候得者進で弊山に引請奉安所を建設云々」答へられたりと察せらる。右は記者

一己の意見に依て記述したるもの、蓋し本山の御意見も或は當らずと雖も遠からざるべきか。

●日暹寺と絶縁（明治36年10月5日 第一八二号）

本派本山が覚王山日暹寺創立に際し、同盟調印を謝絶せられしことは、前々号に記載せしが、同創立に同盟調印を要求せられたる黄檗、臨済の八本山も協議の上調印せざる旨回答せしに付、客月二十五日、日置黙仙氏は最後の交渉を為せしも遂に纏まらず、同二十六日左の書面を同盟各宗派管長に提出し、全く日暹寺と絶縁したりと。

一 今般日暹寺創立出願の件は、同盟連署せられたる各宗派の所為に任せ異議なきは勿論一切関係無之候也

明治三十六年九月二十六日

黄檗宗管長	佐伯蓬山
臨済宗東福寺派管長	濟門敬冲
同 建仁寺派管長	竹田黙雷
同 相国寺派管長	中原東岳
同 南禅寺派管長	豊田毒湛
同 大徳寺派管長	菅方州
同 永源寺派管長	久松琢宗
同 天竜寺派管長	高木竜洩

各同盟宗派管長宛下御中